

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号 損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1392名


被 告 国 ほか1名

第5準備書面

平成26年10月29日

福島地方裁判所いわき支部 御中


被告国訴訟代理人弁護士

樋 渡 利 美 

被告国指定代理人

岩 崎 慎 

岩 名 勝 彦 

寺 岡 拓 也 


千 葉 健 一 

杉 山 典 子 


多賀井 満 理 





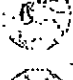

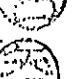










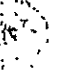


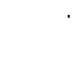
篠 原 智 仁 















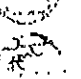
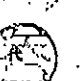
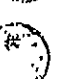




林 周 作 








菊 池 憲 久 

美 崎 大 典 

佐 藤 友 弥 

- 角 掛 幹 也 
- 吉 田 渡 
- 田 村 悠 紀 
- 小 館 卓 司 
- 東海林 秀 一 
- 稻 川 延 康 
- 鷄 德 学 
- 矢 口 光 春 
- 渡 邊 雄 一 
- 大 下 哲 
- 鶴 園 幸 夫 
- 武 田 龍 夫 
- 泉 雄 大 
- 三 田 裕 信 
- 堀 口 晋 
- 村 川 正 徳 
- 中 川 幸 成 
- 木 村 真 一 
- 山 形 浩 史 
- 村 田 真 一 
- 足 立 恭 二 

- 荒川一郎 
- 忠内巖大 
- 小林勝 
- 渡邊桂一 
- 桐原大輔 
- 石井大貴 
- 高木駿平 
- 加藤彰二 
- 村上豊 
- 金井貴大 
- 細川成己 
- 石崎裕司 
- 梅原徹也 
- 川原佑介 
- 常泉周二 
- 永島徹也 
- 真先正人 
- 石塚哲朗 
- 黒瀬絢子 
- 大澤友里恵 
- 秦康之 

水谷 努 
山本 泰生 
一井 里映 
富田 茉莉 
佐藤 隼 
五味 俊太郎 
在原 雅乃 

第1	はじめに	1
第2	原告ら準備書面(10)に対する認否	1
1	「第1 はじめに」について	1
2	「第2 原子力発電所の安全確保のための高度の注意義務」について	1
3	「第3 前提となる知識」について	3
4	「第4 4省庁『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書』について	4
5	「第5 2002(平成14)年『津波評価技術』の策定とその問題点」について	9
6	「第6 2002年長期評価について」について	11
7	「第7 2006年までにおける知見の進展」について	15
8	「第8 2008年明治三陸沖地震に基づく試算とその隠蔽」について	19
9	「第9 総括」について	20
第3	原告ら準備書面(13)に対する認否	20
1	「第1 本書面の趣旨」について	20
2	「第2 貞観津波についての知見の進展」について	21
3	「第3 貞観地震・津波の知見の進展に対する被告国及び被告東京電力の消極的な対応」について	24
4	「第4 被告東京電力による地震調査研究推進本部の津波評価への干渉」について	25
5	「第5 まとめ」について	26
第4	予見可能性の対象について	26
1	はじめに	26
2	規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものであるから、その前提となる予見可能性は、	

結果発生の原因となる事象について判断されるべきであること	27
3 本件における予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することであること	28
4 予見可能性の対象に「O. P. +10mの敷地地盤に達しない規模の津波」が含まれるとすることは、本件における現実には生じた事故経過と乖離しており、本件における規制権限不行使の違法性を基礎づける事情とはなり得ないこと	29
第5 規制権限行使の作為義務を導く前提としての予見可能性については客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要であること	34
1 客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づく具体的な法益侵害の危険性が予見できることが必要であること	34
2 最高裁判例は、作為義務を導くのに必要な予見可能性の対象となる危険発生 の程度について、科学的知見の形成、確立を前提としていること	37
3 科学的知見が形成、確立したというためには、当該規制に関与する専門家による正当化が必要であること	42
4 いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使が違法と評価されるためには、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生 の可能性の予見が必要であること	46
第6 津波の予見可能性について	47
1 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」による津波数値解析に関する原告らの主張が失当であること	47
2 マイアミ論文について	51
3 平成18年以降の事情に関する原告らの主張に対する反論	57
4 被告国が地震、津波の各知見について適切に対応してきたこと	59
第7 原告らの求釈明に対する回答	66

第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原告らの2014（平成26）年3月12日付け準備書面(10)（以下「原告ら準備書面(10)」という。）及び原告らの同年5月7日付け準備書面(13)（以下「原告ら準備書面(13)」という。）に対し必要と認める限度で認否を行う（後記第2, 第3）。その上で、本件における予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することであり（後記第4）、その予見可能性は、客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要であることについて述べ（後記第5）、津波の予見可能性に関する原告らの主張が失当であることについて従前の主張を補充する（後記第6）。さらに、原告らの求釈明に対する回答をする（後記第7）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 原告ら準備書面(10)に対する認否

1 「第1 はじめに」（6ページ）について

前置き部分であるため、認否の限りでない。

2 「第2 原子力発電所の安全確保のための高度の注意義務」（6ないし11ページ）について

(1) 「1 原発事故被害の特異性と重大性」について

ア 第1段落は、政府事故調査最終報告書に原告ら指摘の記載がある（甲A第3号証・概要7, 8ページ）ことは認める。

イ 第2段落（「このような」以下）中5行目以下の文献の引用部分（「原子力には…」）は不知。その余は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 原発震災の危険性」について

ア 第1段落中6行目以下の文献の引用部分（「要するに…」）については、甲B第16号証（722、723ページ）に原告ら指摘の記載があることはおおむね認め、その余は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

イ 第2段落（「無論」以下）は、昭和52年6月14日原子力委員会が定めた発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針において、「安全上重要な構築物、系統および機器は、地震以外の自然現象に対して、寿命期間を通じてそれらの安全機能を失うことなく、自然現象の影響に耐えるように、敷地および周辺地域において過去の記録、現地調査等を参照して予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる自然力およびこれに事故荷重を適切に加えた力を考慮した設計であること」と規定していたことは認め、その余は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

ウ 第3段落（「また」以下）は不知。

(3) 「3 特に津波対策の重要性」について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は、甲A第23号証（30、31ページ）に原告ら指摘の記載があることはおおむね認める。なお、第2段落5行目の「甲A33」は、「甲A23」の誤記と思われる。

ウ 第3段落（「自然災害は」以下）は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(4) 「4 最新の知見に基づく即応性ある対策が求められる」について

ア 「(1) 常に最新の知見に基づいて対策を講じるべきこと」について

原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。なお、原告らの主張が、客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立したとは

いえない科学的知見によっても被告国が対策を講じるべきとの趣旨であれば争う。

イ 「(2) 伊方最高裁判決の指摘」について

(7) 第1段落は認める。

(4) 第2段落(「ここでは」以下)及び第3段落は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(5) 「5 小括」について

ア 第1段落は、被告東電に対する主張であり、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 第2段落は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

3 「第3 前提となる知識」(11ないし14ページ)について

(1) 「1 日本海溝における海溝型プレート境界地震」について
認める。

(2) 「2 海溝軸付近の津波地震と、海溝深部における貞観タイプの地震」について

ア 第1段落及び第2段落は認める。

イ 第3段落について

第1文(「他方…生じる。’)は認める。

第2文(「869年…されている。’)は争う。

第3文の本文(「今後…ことがある’)は、原告らが主張するに当たっての前提条件を記載するものであるため、認否の限りでない。括弧内の記載(「なお、…指摘されている。’)は争う。

ウ 第4段落は否認する。浸水領域は、地形等に大きく影響されるものであり、津波の波長と周期の違いによって大きく異なるとはいえない。

エ 第5段落は、認否の限りでない。

(3) 「3 領域区分について(甲A34の2長期評価, 15頁・図1)」につ

いて

ア 第1段落は、「数多く」とする部分は争い、その余は認める。

イ 第2段落は、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（甲A第24号証の2・2，3ページ）に原告らの指摘とおおむね同旨の記載があることは認める。

ウ 第3段落は争う。上記「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」の表3-2（甲A第24号証の2・1.0ページ）において、「震源域は、…『明治三陸地震』についてのモデル…を参考にし、同様の地震は三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があると考えた」とされているように、「広く領域を設定するのが通常である」とはいえない。

エ 第4段落は、認否の限りでない。

4 「第4 4省庁『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書』（14ないし31ページ）について

(1) 「1 本件における4省庁『報告書』の重要性」について

ア 「(1) 4省庁『報告書』及び7省庁『手引き』の策定」について
おおむね認める。

イ 「(2) 4省庁『報告書』及び7省庁『手引き』の意義」について

(ア) 「ア」について

a 第1段落（「以下で詳述するように…を認識した（甲A1…）。」）は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある（甲A第1号証・参考資料43ページ）ことは認める。

b 第2段落は認める。

(イ) 「イ」について

a 第1段落は争う。

b 第2段落及び第3段落は、原告らの意見又は評価にわたる部分であ

るため、認否の限りでない。

(2) 「2 4省庁『報告書』作成の経緯、及び作成を指導・助言した専門家」
について

ア 第1段落ないし第4段落は認める。

イ 第5段落は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(3) 「3 4省庁『報告書』の内容」について

ア 「(1) 津波予測についての基本的考え方」について

(7) 第1段落及び第2段落は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」に原告ら指摘の記載がある(甲A第25号証の1・238ページ)ことは認める。

(4) 第3段落(「以下では」以下)は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 想定地震の断層モデルの提示と位置設定(甲A35の1本体9～15頁, 125～167頁)」について

(7) 「ア 地体区分ごとに最大マグニチュードを設定」について

第1文(「『報告書』は…設定している。’)は認める。

第2文(「そのうち…領域である(本体10頁, 156頁。’)は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」において、「G2」の領域の最大マグニチュードが1896年の明治三陸地震に基づき8.5と設定され、「G3」の領域の最大マグニチュードが1677年常陸沖地震に基づき8.0と設定されていること(甲A第25号証の1・126, 127, 136ページ)は認める。

(4) 「イ 相似則と平均値による想定地震の断層モデルの決定」について

a 第1段落ないし第4段落は、20～21ページの表も含めて認める。

b 第5段落(「対比のために」以下)は、「津波評価技術」に原告ら指

摘の記載がある（甲A第26号証の3・2-178ページ）ことは認める。なお、21ページ中部の表中、すべり量を720cmとする部分は誤りであり、970cmとするのが正しい。

c 第6段落は否認ないし争う。

(ウ) 「ウ 想定地震の位置設定」について

a 第1段落及び第2段落は認める。なお、24ページの図は認める。

b 第3段落（「このように」以下）は、「機械的な見方はせず」との部分は原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。その余は認める。

c 第4段落及び第5段落は争う。

ウ 「(3) 津波傾向の概略的把握」について

(ア) 第1段落ないし第3段落は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（甲A第25号証の1）に原告ら指摘の記載があることはおおむね認める。なお、25ページの「表-4.6」は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（甲A第25号証の1・201ページ）に同様の表が掲載されているが、同表右側の「2×標準偏差分の幅を考慮した…取り得る範囲」として記載されている数値には計算の誤りがある（例えば、同表右側においては、計算値を5メートルとした場合、「 $1.7\text{m} \leq \text{実測値} \leq 14.9\text{m}$ 」とされているが、正しくは「 $2.3\text{m} \leq \text{実測値} \leq 11.1\text{m}$ 」となると思われる。）。

(イ) 第4段落（「このように」以下）は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(ウ) 第5段落は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」において、想定地震津波を対象とした予測計算は、再現計算と同じ数値モデルを使用していること及び使用した増幅率（平均倍率）が全既往地震の重み付け平均倍率（1.24）であることは認める（甲A第25号証の

1・203ページ)。

エ 「(4) 比較津波高と福島第一原子力発電所の所在町における計算値」
について

(ア) 第1段落はおおむね認める。ただし、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」(甲A第25号証の1・211ページ)においては、「既往津波高、遠地地震津波最大痕跡高、及び想定津波高の三者を比較し、このうち最も高い水位を比較津波高とした」と記載されている。

(イ) 第2段落は認める。

(ウ) 第3段落は争う。

(エ) 第4段落は認否の限りでない。

(4) 「4 被告東京電力及び電気事業連合会による試算」について

ア 「(1) 被告東京電力の試算の無意味化」について

(ア) 第1段落は争う。

(イ) 第2段落について

第1文(「被告東京電力…行っていた(甲A37)。」)は認める。

第2文(「同試算は…という試算結果である。」)は否認する。「福島第一・第二原子力発電所 津波の検討について」(甲A第27号証・2ページ)においては、敷地に比較的大きな影響を及ぼした可能性のある地震として、1611年、1677年11月の地震と外国沿岸で発生した1960年のチリ地震があるとしている。

第3文(「しかし、同試算は…無意味化した。」)は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(ウ) 第3段落は不知。

(エ) 第4段落は、津波の影響で海水ポンプが損傷あるいは機能喪失した場合、炉心損傷に至る可能性があるとの限りで認める。

イ 「(2) 阿部氏・首藤氏の考えを無視した被告東京電力の試算」について

て

(7) 第1段落について

第1文（「被告国…指示している（甲25，44頁）。」）は認める。

第2文（「時期および…明白である。」）は，原告らの評価にわたる部分であるため，認否の限りでない。

(イ) 第2段落及び第3段落は，28ページの表を含めて認める。

(ウ) 第4段落（「その上で」以下）は，認める。

(エ) 第5段落について

第1文（「しかし…到底いえない。」）は，原告らの評価にわたる部分であるため，認否の限りでない。

第2文（「現に…示されている。」）は，不知。

(オ) 第6段落は，被告東電に対する主張であり，原告らの評価にわたる部分であるため，認否の限りでない。

ウ 「(3) 2000（平成12）年2月，電気事業連合会による試算」について

(7) 第1段落は，国会事故調査報告書（甲A第1号証・83ページ）に「電事連は当時最新の手法で津波想定を計算し，原発への影響を調べた。…福島第一原発では想定の1.2倍（O.P. +5.9m～6.2m）で海水ポンプモーターが止まり，冷却機能に影響が出ることが分かった。」との記載があることは認め，その余は，30ページの表を含めて不知。

(イ) 第2段落は，原告らの評価にわたるものであるため，認否の限りでない。

(ウ) 第3段落（「被告東京電力は」以下）は，被告東電に関する主張であるため，認否の限りでない。

(エ) 第4段落は不知。

(オ) 第5段落は争う。

(5) 「5 まとめ」について

ア 第1段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 第2段落は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」に原告ら指摘の記載がある（甲A第25号証の1・1，2ページ）ことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

ウ 第3段落及び第4段落は、被告東電に対する主張であるため、認否の限りでない。

エ 第5段落は認める。

オ 第6段落は、被告国が被告東電ら電力会社に対し今の数値解析の2倍で津波高さを評価した場合、その津波により原子力発電所がどのようになるか、さらにその対策として何が考えられるのかを提示するように要請したことは認める。

5 「第5 2002（平成14）年『津波評価技術』の策定とその問題点」（32ないし50ページ）について

(1) 「1 津波評価部会の設置の経緯」について

ア 「(1) 津波評価部会による『津波評価技術』について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落について

第1文（「津波評価部会は…機関ではない。」）は認める。

第2文（「民間組織であり…関与している。」）は、民間組織であることは認め、その余は不知。

(ウ) 第3段落は、原告らの意見にわたる部分であるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 1997（平成9）年『地域防災計画における津波対策の手引き』等の策定」について

認める。

ウ 「(3) 被告東京電力ら電事連の、『報告書』『手引き』への対応」について

(ア) 第1段落は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある。(甲A第1号証・参考資料43ページ) ことは認める。

(イ) 第2段落(「上記の」以下)は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(ウ) 第3段落は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある(甲A第1号証・参考資料44ページ) ことは認める。

エ 「(4) 被告国の対応」について

(ア) 第1段落は、「被告国(MITI=通産省)は、仮に今の数値解析の2倍で津波高さを評価した場合、その津波により原子力発電所がどうなるか、さらにその対策として何が考えられるかを提示するよう被告東京電力ら電力会社に要請」したとの部分は認め、その余は、国会事故調査報告書に記載がある(甲A第1号証・参考資料44ページ) 限りで認める。

(イ) 第2段落は否認ないし争う。

オ 「(5) 津波評価部会の設置とその構成等」について

(ア) 第1段落及び第2段落は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある(甲A第1号証・参考資料42ページ) ことは認める。

(イ) 第3段落は認める。

(ウ) 第4段落は、国会事故調査報告書(甲A第1号証・90, 91ページ) に原告ら指摘の記載があることは認める。

カ 「(6) 津波評価部会での審議と併行した被告東京電力の動きについて」について

(ア) 第1段落及び第2段落は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載が

ある（甲A第1号証・参考資料41, 42ページ）ことは認める。

(1) 第3段落は不知。

(2) 「2 『津波評価技術』の概要」について

認める。

(3) 「3 『津波評価技術』の問題点」～「5 『津波評価技術』についての総括」について

争う。被告国第2準備書面第3の3(4)ウないしク（36～40ページ）で述べたとおり、津波評価技術による設計想定津波は、安全側の発想に立って計算されたものであり、評価手法も、客観的に合理性を有するものであった。

(4) 「6 『津波評価技術』に基づく被告東京電力の津波試算」について

ア 第1段落及び第2段落については、原告らの引用する証拠（なお、「甲A44」「甲A45」は、それぞれ「甲A34」「甲A35」の誤りであると思われる。）に原告ら指摘の記載があることは認める。

イ 第3段落は、被告東電に対する主張であるため、認否の限りでない。

6 「第6 2002長期評価について」（51ないし66ページ）について

(1) 「1 地震調査研究推進本部設立の経緯とその位置づけ」について

ア 「(1) 地震調査研究推進本部の設立の経緯」について

おおむね認める。ただし、第3段落中、「平成7年7月」とあるのは、「平成7年6月」が正しい。

イ 「(2) 中央防災会議との関係について」について

(7) 第1段落は否認する。「地域防災計画」は、災害対策基本法40条1項又は42条1項の規定により、都道府県防災会議又は市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）が作成するものであり、中央防災会議が作成するものではない。

なお、災害対策基本法は、昭和36年に公布されているが、その施行

及び第1回中央防災会議の開催は昭和37年である。

(4) 第2段落について

第1文（「2005（平成17）年7月…推進本部である（甲A34の1, 3頁）」）は、「地震調査研究本部」を「地震調査研究推進本部」と解した上で認める。

第2文及び第3文（「中央防災会議…後述する。」）については、地震調査研究推進本部が地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案するに当たっては中央防災会議の意見を聴かなければならないとされていること（地震防災対策特別措置法7条3項）は認める。

ウ 「(3) 推進本部の成果とその活用状況」について

認める。

エ 「(4) まとめ」について

(7) 第1段落は認める。

(4) 第2段落は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 2002年長期評価の概要」について

ア 「(1) 2002年長期評価の予測」について

56ページの図を含めて認める。

イ 「(2) 2002年長期評価の根拠」について

争う。長期評価においては、「日本海溝付近のどこでも1896年明治三陸地震のような津波地震が起こり得る」とはしていない。

ウ 「(3) 2002年長期評価から把握できる当時の知見」について

(7) 第1段落は否認する。

(4) 第2段落は、被告東電が長期評価に基づいて試算した結果、福島第一発電所2号機付近でO. P. +9.3m, 同5号機付近でO. P. +1

0. 2 m, 同敷地南側でO. P. +15. 7 mの想定波高の数値を得たことは認めるが, かかる試算結果を得た時期等その余の原告らの主張は不知。なお, 被告国第2準備書面第3の3(5)カ(イ)(52, 53ページ)で述べたとおり, 上記試算が被告国に報告されたのは, 本体地震発生の日以前である平成23年3月7日であるから, 被告国が上記試算を根拠とする規制権限行使によって福島第一発電所事故の発生を回避することは不可能である。

(ウ) 第3段落及び第4段落は争う。

エ 「(4) その後の評価の誤り」について

(ア) 第1段落は, 原告らのいう「日本海溝付近の津波地震」がいかなる領域で発生する地震を指すのかが明らかでないため, 不知。なお, 「プレートの沈み込みに伴う大地震に関する『長期評価』の信頼度について」においては, 「三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」について, 「(1) 発生領域の評価の信頼度 C」, 「(2) 規模の評価の信頼度 A」, 「(3) 発生確率の評価の信頼度 C」(丙A第25号証・8ページ表)とされている。

(イ) 第2段落は争う。

(3) 「3 推進本部及び2002年長期評価に対する被告東京電力及び被告国の対応」について

ア 「(1) 発表直前に内閣府による発表阻止の画策」について

(ア) 柱書きについて

原告らの評価にわたる部分であるため, 認否の限りでない。

(イ) 「ア 内閣府中央防災会議事務局の地震・火山対策担当官の2002(平成14)年7月25日付けメール」について

原告ら指摘の文献(甲B第18号証の2・308, 309ページ)に原告ら指摘の記載があることはおおむね認め, 内閣府中央防災会議が地

震本部に圧力をかけたとの点是否認し、原告らの評価にわたる部分は争う。

(ウ) 「イ 地震本部事務局の同年7月26日付けメール」について

a 第1段落ないし第3段落は、原告ら指摘の文献(甲B第18号証の2・310ページ)に原告ら指摘の記載があることはおおむね認める。

b 第4段落は、内閣府防災担当部局の要請により、「長期評価」の「なお、今回の評価は、(中略)防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。」との前文(甲A第24号証の2・1枚目)が加えられたことは認め、その余は争う。なお、島崎邦彦氏も、長期評価の表紙の記載について「内容には問題がない」旨述べている(甲B第20号証・1004ページ)。

イ 「(2) 被告東京電力は2002年長期評価の発表後も検討せず」について

国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある(甲A第1号証・87ページ)ことは認め、その余は不知。

ウ 「(3) 2003(平成15)年、保安院と安全委員会の打合せ」について

(7) 第1段落は不知。

(イ) 第2段落は認める。ただし、脚注13は不知。

(ウ) 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 第4段落(「そして、『対応方針』に」以下)及び第5段落は、原告らが引用する証拠(なお、「甲A46」は「甲A36」の誤記と思われる。)に原告ら指摘の記載があることは認め、その余は争う。

(ウ) 第6段落(「耐震設計に」以下)ないし第8段落は争う。

エ 「(4) 2002年長期評価に対するその後の対応」について

(7) 第1段落は、国会事故調査報告書に記載がある(甲A第1号証・87, 88ページ)限りで認める。

(イ) 第2段落は、国会事故調査報告書に記載がある(甲A第1号証・88ページ)限りで認め、原告の評価にわたる部分は認否の限りでない。

(ウ) 第3段落は、被告国が被告東電ら電力会社に対し長期評価に基づく試算の実施を求めなかったことは認め、その余は争う。

オ 「(5)まとめ」について

争う。なお、津波の高さに関する定義はおおむね認める。

7 「第7 2006年までにおける知見の進展」(66ないし81ページ)について

(1) 「1 明治三陸沖についての知見の進展(2003年 阿部論文)」について

否認ないし争う。被告国第2準備書面第3の3(6)イ(56, 57ページ)で述べたとおり、阿部勝征氏の「津波地震とは何か—総論—」は明治三陸地震をマグニチュード9.0と推定したものではない。また、同準備書面第3の3(5)カ(7)(50ページ)で述べたとおり、島崎邦彦氏の論文を根拠として予見可能性を肯定する原告らの主張は失当である。

(2) 「2 津波評価部会によるアンケート(2004年)」について

ア 第1段落は、国会事故調査報告書に記載がある(甲A第1号証・87, 88ページ)限りで認める。

イ 第2段落は、不知。

(3) 「3 スマトラ沖地震とその教訓」について

ア 「(1)スマトラ沖地震及びその津波の概要」について

原告らが引用する証拠(甲B第25号証, 同26号証)に原告ら指摘の記載があることは認める。

イ 「(2)『比較沈み込み帯』学の否定」及び「(3)津波による原発事故

の危険性の現実化」について

争う。被告国第2準備書面第3の3(6)ウ(57～59ページ)で述べたとおり、本件地震発生に至るまで比較沈み込み学は多くの地震学者に受容されていたものであり、スマトラ沖地震の発生は被告国の予見可能性の有無の判断に当たって積極的な考慮事情となるものではない。

ウ 「(4) 被告東京電力の認識」について

不知。

(4) 「4 溢水勉強会」について

ア 「(1) 溢水勉強会開催の背景」について

おおむね認める。

イ 「(2) 溢水勉強会における被告東京電力の報告と勉強会における総括」について

(ア) 第1段落は、おおむね認める。

(イ) 第2段落(「溢水勉強会は」以下)は、原告らが引用する証拠(なお、「甲A49の1」「甲A49の2」は、それぞれ「甲A39の1」「甲A39の2」の誤記と思われる。)に原告ら指摘の記載があることは認める。

(ウ) 第3段落は否認ないし争う。被告国第2準備書面第3の3(7)エ(74～77ページ)のとおり、溢水勉強会の検討結果をもって、被告国に想定外津波の予見可能性があったと認めることはできない。

ウ 「(3) 溢水勉強会における被告東京電力の報告を受けた被告国の対応」について

(ア) 第1段落について

第1文(「2006…と発言した。’)は認める。

第2文(「これは…ものであった(甲A…)。’)は争う。

(イ) 第2段落は、平成18年10月、保安院担当者が事業者に対し、設計

想定を超える津波への対処を要請する発言をしたことは認める。なお、上記発言の趣旨は、福島第一発電所では、到来が想定された津波の波高は、非常用海水ポンプの電動機据付け高さと比較して余裕が乏しいことを念頭に置き、改訂された耐震設計審査指針に基づくバックチェックを指導する際に、事業者に対し、津波に関しても十分な対応をさせるための説得の手段として、かつ、一般論として、自然現象であるため想定を超える津波が到来するかもしれないといった抽象的な可能性を指摘したものにすぎないのであり、保安院担当者の上記内容の発言をもって、被告国において、全交流電源喪失に至る程度の津波が到来することを予見していたと評価することはできない。

(ウ) 第3段落は否認ないし争う。

エ 「(4) 被告東京電力の対応」について

(7) 第1段落について

第1文及び第2文(「2006…取られなかった(甲A1…)。」)は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある(甲A第1号証・86, 87ページ)限りで認める。

第3文(「本件事故後…と認めている(甲A40…)。」)は、原告らが引用する証拠(なお、「甲A40」は「甲A30」の誤記と思われる。)に原告ら指摘の記載があることは認める。

(イ) 第2段落は、原告らが引用する証拠(なお、「甲A50」は「甲A40」の誤記と思われる。)に原告ら指摘の記載があることは認める。

(ウ) 第3段落は争う。

(エ) 第4段落は不知。

オ 「(5) 小括」について

争う。

(5) 「5 2006年マイアミ論文」について

ア 「(1) マイアミ論文の発表」について

認める。

イ 「(2) マイアミ論文の概要」について

(ア) 「ア」について

認める。

(イ) 「イ」について

争う。

(ウ) 「ウ」について

a 第1段落は、「福島第一原発が被る可能性のある津波」とある部分
は否認する。マイアミ論文は、対象地点として、「福島県の沿岸を選
定した」としている（甲A第41号証の2・2ページ）。

b 第2段落は認める。

c 第3段落は争う。

(エ) 「エ」について

原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(オ) 「オ」について

a 第1段落は、7.8ページ2行目の「想定している」を「仮定してい
る」と解した上で、認める。

b 第2段落は争う。

(カ) 「カ」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落は、「意図的に曖昧に述べている」との部分は原告らの評
価にわたる部分であるため、認否の限りでない。その余は認める。

c 第3段落はおおむね認める。

d 第4段落について

第1文（「この報告…ではない。」）は争う。

第2文（「被告東京電力は…いるのである。」）は、不知。

(キ) 「キ」について

- a 第1段落は認める。
- b 第2段落ないし第5段落は争う。
- c 第6段落（「島崎氏は」以下）及び第7段落は、島崎邦彦氏の論文に原告ら指摘の記載があること（甲B第24号証・130ページ）は認める。
- d 第8段落（「被告東京電力は」以下）及び第9段落は、国会事故調査報告書に記載がある（甲A第1号証・92ページ）限りで認める。

ウ 「(3) まとめ」について

(7) 第1段落は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 第2段落は認める。ただし、結論が異なった影響要因としては、「波源域」だけでなく、「評価地点」や「地形モデルのメッシュサイズ」が異なることも挙げられている。

(ウ) 第3段落は認める。

(I) 第4段落について

第1文（「マイアミ論文の…報告されている。」）は、マイアミ論文の内容が平成18年5月25日の第4回溢水勉強会において資料として提出されたことは認める。

第2文（「当然…至った。」）は争う。なお、被告国第2準備書面第3の3(6)エ（59, 60ページ）及び後記第6の2（51ページ）のとおり、マイアミ論文は研究途上のものであって、これをもって被告国が福島第一発電所事故に至る津波の発生を予見できたとはいえない。

(オ) 第5段落は、不知。

8 「第8 2008年明治三陸沖地震に基づく試算とその隠蔽」（81, 82

ページ) について

- (1) 第1段落は、政府事故調査中間報告書に記載がある(甲A第2号証396ページ) 限りで認める。
- (2) 第2段落は、被告東電が長期評価に基づいて試算した結果、福島第一発電所2号機付近でO. P. +9. 3m, 同5号機付近でO. P. +10. 2m, 同敷地南側でO. P. +15. 7mの想定波高の数値を得たことは認めるが、かかる試算結果を得た時期等その余の原告らの主張は不知。
- (3) 第3段落は不知。

9 「第9 総括」(82, 83ページ) について

被告東電に対する主張であるため、認否の限りでない。

第3 原告ら準備書面(13)に対する認否

1 「第1 本書面の趣旨」(3ないし5ページ) について

(1) 「1 貞観津波とは」について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 原告らが主張する予見可能性との関係」について

ア 「(1) 原告らが主張する予見可能性」について

認否の限りでない。

イ 「(2) 発生原理の異なる地震・津波の知見」について

(7) 第1段落について

第1文(「この予見可能性…主張した。」) は認否の限りでない。

第2文(「津波地震とは…ものである。」) は認める。

第3文(「1896年の…されている。」) は不知。

(4) 第2段落について

第1文(「一方…生じる。」) は認める。

第2文（「その典型例…である（準備書面(10)12～13頁。）」）は
不知。

(ウ) 第3段落は争う。

ウ 「(3) 貞観津波に関する知見の特徴」について

(ア) 第1段落及び第2段落は、原告らの評価にわたる部分であるため、認
否の限りでない。

(イ) 第3段落は、被告東電に対する主張であるため、認否の限りでない。

(ウ) 第4段落は、前置き部分であるため、認否の限りでない。

2 「第2 貞観津波についての知見の進展」（5ないし25ページ）について

(1) 「1 1990（平成2）年以前」について

阿部壽ほか「仙台平野における貞観11年（869年）三陸津波の痕跡高
の推定」に原告ら指摘の記載がある（甲B第19号証の1・513, 514
ページ）限りで認める。

(2) 「2 1990（平成2）年、阿部壽ほか「仙台平野における貞観11年
（869年）三陸津波の痕跡高の推定」（甲B19の1）」について

ア 第1段落は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

イ 第2段落は、阿部壽ほか「仙台平野における貞観11年（869年）三
陸津波の痕跡高の推定」に原告ら指摘の記載がある（甲B第19号証の1
・524, 525ページ）ことは認める。

ウ 第3段落は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある（甲A第1
号証・87ページ）ことは認め、原告らの意見又は評価にわたる部分は認
否の限りでない。

(3) 「3 箕浦幸治教授（東北大学, 当時）、中谷周教授（弘前大学, 当時）
による1991（平成3）年のアメリカ地質学会での発表（Minoura, K. and
S.Nakaya: Traces of tsunamipreserved in inter-tidal lacustrine and m
arsh deposits: Some examples from northeast Japan, Journal of Geolog

y 99(2), 265-287, 1991, 甲B18の1柳田邦男「巨大津波無視された警告」
262～263頁。」について

「奥深くまで」との部分は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。その余は、原告ら指摘の文献(甲B第18号証の1・262, 263ページ)に原告ら指摘の記載があることはおおむね認める。

(4) 「4 1998(平成10)年, 渡邊偉夫『869(貞観11)年の地震・津波の実態と推定される津波の波源域(甲B19の2)』」について

原告ら指摘の文献(甲B第19号証の2)に、原告ら指摘の記載があることは認める。

(5) 「5 2000(平成12)年, 渡邊偉夫『貞観十一年(869年)地震・津波と推定される津波の波源域(総括)』(甲B19の4)」について

「貞観十一年(869年)地震・津波と推定される津波の波源域(総括)」に原告ら指摘の記載がある(甲B第19号証の4・67ページ)ことは認める。

(6) 「6 2000(平成12)年, 河野幸夫, 村上弘, 今村文彦, 箕浦幸治『貞観津波と海底潜水調査』(甲B19の3)」について

原告ら指摘の文献(甲B第19号証の3)に、原告ら指摘の記載があることは認める。

(7) 「7 2001(平成13)年, 菅原大助, 箕浦幸治, 今村文彦『西暦869年貞観津波による堆積作用とその数値復元』(甲B19の5)」について

原告ら指摘の文献(甲B第19号証の5)に、原告ら指摘の記載があることは認める。

(8) 「8 2001(平成13)年にアメリカ災害科学学会誌」について

ア 第1段落及び第2段落は認める。

イ 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(9) 「9 2001年 箕浦幸治『津波災害は繰り返す』(甲B30, 東北大学広報誌『まなびの杜』夏号, 甲B18の1柳田264頁)」について

箕浦幸治『津波災害は繰り返す』(甲B第30号証)に, 原告ら指摘の記載があることは認める。

(10) 「10 2002(平成14)年, 河野幸夫, 高田晋, 今村文彦, 箕浦幸治『宮城県沖地震モデルによる貞観津波の解析』(甲B19の6)」について

「宮城県沖地震モデルによる貞観津波の解析」に原告ら指摘の記載がある(甲B第19号証の6)ことは認める。

(11) 「11 被告国による『宮城県沖地震における重点的調査観測』の調査委託」について

ア 「(1) 委託の動機」について

認める。

イ 「(2) 委託した業務計画」について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落(「以後」以下)はおおむね認める。なお, 5年間の委託費総額5億146万5999円との部分は確定額ではなく, 契約額である。

ウ 「(3) 委託に基づく調査研究が明らかにしたもの」について

(ア) 第1段落は, 原告ら指摘の各論文等において, 原告ら指摘の各事項が明らかにされていることは認める。

(イ) 第2段落(20ページ「このうち」以下)及び第3段落(「2010(平成22)年」以下)は認める。

(ウ) 第4段落(「こうして」以下)は争う。

(12) 「12 2008(平成10)年佐竹論文に基づく被告東京電力の試算」について

ア 第1段落は, 被告東電が佐竹論文に基づいて試算した結果, 福島第一発電所1号機から4号機でO. P. +8.7m, 同6号機でO. P. +9.

2 mの津波水位の試算結果を得たことは認めるが、かかる試算結果を得た時期は不知。

イ 第2段落は認める。

ウ 第3段落について

第1文（「この数値…不可避である（甲A2…）。」）は争う。

第2文（「被告東京電力は…していた。」）は、不知。

エ 第4段落は認める。

オ 第5段落ないし第6段落は争う。

カ 第7段落は、不知ないし争う。

(13) 「13. 小括」について

ア 「(1) 2005（平成17）年以前の知見の蓄積と進展」について

(7) 第1段落及び第2段落は争う。

(4) 第3段落は、被告東電に対する主張であるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 被告国の委託による調査研究後の知見の蓄積と進展が意味するもの」について

(7) 第1段落は、争う。

(4) 第2段落は、不知ないし争う。

3 「第3 貞観地震・津波の知見の進展に対する被告国及び被告東京電力の消極的な対応」（25ないし27ページ）について

(1) 「1 合同ワーキンググループでの被告東京電力の対応」について

ア 第1段落及び第2段落は認める。

イ 第3段落は、「2008（平成20）年…繰り返す指摘し」との部分は否認し、その余は認める。

ウ 第4段落は、不知。

エ 第5段落は、「被告東京電力は、貞観地震についてはあまり被害が見当たらないという主張を繰り返した」、「議論を先送りにしようとした」とす

る部分は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。その余は認める。

オ 第6段落及び第7段落は認める。

(2) 「2 上記合同WG以降の貞観試算を巡る被告東京電力の対応」について

ア 第1段落は、平成21年8月上旬、保安院審査官が被告東電に対し、貞観津波等を踏まえた福島第一発電所の津波評価等について説明を要請したことは認め、その余は不知。

イ 第2段落は、平成21年8月28日頃、保安院の審査官が被告東電に対し、貞観津波に関する佐竹論文に基づく津波高の試算結果の説明を要求したことは認め、その余は不知。

ウ 第3段落について

第1文（「被告東京電力は…渡した。」）は、平成21年9月7日頃、保安院担当者が被告東電から貞観津波に関する佐竹論文に基づいて試算した波高の説明を受けたことは認める。

第2文（「この説明を受けた…認識した（402頁）。」）は否認ないし争う。

エ 第4段落及び第5段落は、事実関係についてはおおむね認める。

オ 第6段落は、被告東電に対する主張であるため、認否の限りでない。

4 「第4 被告東京電力による地震調査研究推進本部の津波評価への干渉（28, 29ページ）について

(1) 第1段落ないし第4段落は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある（甲A第1号証・461ページ）ことは認める。

(2) 第5段落は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(3) 第6段落は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載がある（甲A第1号証・461ページ）ことは認め、その余の原告らの意見又は評価にわたる部

分は、認否の限りでない。

- 5 「第5 まとめ」(29ないし31ページ)について
争う。

第4 予見可能性の対象について

1 はじめに

原告らは、本件における予見可能性の対象は、「福島第一原発において全交流電源喪失及びそれにより引き起こされる炉心溶融を伴う重大事故をもたらす程度の地震及び津波が発生すること」であり、福島第一発電所の建屋の敷地高さを前提に「少なくともO. P. +10メートルを超える津波とそれをもたらす地震」がこれに当たると主張する一方で(原告ら準備書面(1)18, 19ページ, 同(14)19ページ)、「原子炉施設への浸水、冠水に関しても、原子炉建屋等が設置された基盤高さへの津波の到達だけが問題となるものではない。(中略)非常用ディーゼル発電機の稼働に必要である冷却系ポンプの冠水によっても全交流電源喪失に至る可能性も排除されない」(原告ら準備書面(14)21ページ)、「シビアアクシデント対策による結果回避義務」を基礎づける予見可能性の対象は、「全交流電源喪失事象が発生しうることを前提とした対策が必要であること」であり、地震、津波についても多様な事態(配管の破断による内部溢水、海水取水用の配管の破断と海水の流入等)が対象となるなどと主張しており(同(14)19, 20ページ)、これらの主張の整合性は不明である。原告らは、予見可能性の対象としていかなる内容を主張するのか特定されたい。

いずれにせよ、被告国は、予見可能性の対象について、以下に述べるとおり、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することであると主張するものであるが、もとより原告らの主張を前提に、敷地高(O. P. +10メートル)を超える程度の津波が福島第一発電

所に到来することの予見可能性につき検討してみても、そのような予見可能性を認めることはできないとするものであり、被告国第2準備書面における予見可能性に係る主張は、このような理解を前提とするものである。

以下、まず被告国の主張する予見可能性の対象について述べた上、原告らの主張に係る「O. P. +10メートルを超える津波」が予見可能性の対象とならないことを指摘するとともに、念のため、「O. P. +10mの敷地地盤に達しない規模の津波」が到来したと仮定しても、現実には生じた福島第一発電所事故の経過とは著しく乖離した経過をたどることとなるから、被告国の規制権限不行使の違法性の考慮要素とはなり得ないことについても触れておく。

2 規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものであるから、その前提となる予見可能性は、結果発生の原因となる事象について判断されるべきであること

規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して、著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となる。仮に、ある特定の事象について規制をしたとしても、規制の対象である事象と結果発生との間に因果関係が認められなければ、そもそも結果を回避することができず、結果回避可能性がないし、被害を受けた者に対する関係で規制が法的に義務付けられるということもできない。そうすると、規制権限は、結果発生の原因となる事象について行使されるものであり、規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものということになるから、その前提となる予見可能性も、結果発生の原因となる事象について判断されるべきである。

本件では、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係

において、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが職務上の法的義務に違背するものであったか否かが問われている。したがって、本件で問題とされるべきは、飽くまでも現実に生じた事実経過を前提に、被害を受けたとされる原告らとの関係で、原告らの主張に係る損害発生の原因となった本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失を未然に防止するために、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使する職務上の法的義務を負担していたか否かである。そのため、およそ福島第一発電所事故の原因と関連しない事象（火災、テロリズム等による全交流電源喪失）や経過（地震、津波による非常用海水ポンプの機能喪失）に対する防止策を講じなかったことが、原告らに対する被告国の法的義務違背の有無を判断するに当たって問題となる余地はない。

3 本件における予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することであること

福島第一発電所事故は、本件地震及びこれに伴う津波により、福島第一発電所が全交流電源喪失に陥り、直流電源も喪失又は枯渇するなどして炉心冷却機能を失い、外部環境に放射性物質を放出するに至ったものであるから、本件において被告国による規制権限の不行使が違法とされる前提としての予見可能性ありと評価されるためには、原告らに対して損害を与えた原因とされる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

原告らは、福島第一発電所の建屋の敷地高さを前提に、予見可能性の対象を「O. P. +10メートルを超える津波とそれをもたらす地震」とであると主張する。しかし、実際に福島第一発電所に発生、到来した本件地震及びこれに伴う津波と同規模の事象ではなく、このような規模に至らない、単に敷地高さを超える津波が到来したというだけで、福島第一発電所事故が発生したと認めるに足る証拠はないから、「O. P. +10メートルを超える津波」の到来が本

件の予見可能性の対象となるものではない。すなわち、地震及びこれに伴う津波により全交流電源喪失に陥るか否か、炉心冷却機能を失い、放射性物質を放出する事故に至るか否かについては、地震及び津波による被災の範囲や程度、津波の遡上経路、各種設備・機器への影響の有無や程度（地震による損傷の有無・程度、津波による浸水の有無・程度・時間等）、復旧に要する作業内容や時間等といった様々な要因によって定まるものであり、これらの要因は襲来する地震及び津波の規模（地震の大きさ、津波の水量、水流、水圧等）に大きく左右されるものと解される。したがって、単に敷地高さを超える津波が到来したというだけでは、福島第一発電所事故が発生したと認めるに足りない。

そもそも、予見可能性は、被告国において具体的な防止策に係る規制権限を行使することが可能な程度に一定規模の範囲の具体的な事象として予見可能であることが必要であるところ、「O. P. + 10メートルを超える津波」というだけでは、いったいどの程度の規模を想定して対策を講じることを要するのか判断することができない。例えば、原告らにおいて、被告国が規制権限を行使することにより講じるべきであるとする、防潮堤の設置や、重要機器、非常用ディーゼル発電機、電源車等の高所への設置といった対策（原告ら準備書面(14) 13～16ページ）を現実に行うためには、一定程度具体的な浸水高の津波を想定して実施するのでなければ、設置する防潮堤の高さや重要機器等の設置位置などを定めることができないから、抽象的に敷地高を超えるというだけで措置を講じることは実際には困難であるし、実効性を伴わない措置になりかねず、失当である。

したがって、本件においては、実際に福島第一発電所に発生、到来した本件地震及びこれに伴う津波（O. P. + 約11.5～約15.5メートル）と同程度の地震及び津波の発生、到来について予見可能性があったといえなければならぬ。

4 予見可能性の対象に「O. P. + 10mの敷地地盤に達しない規模の津波」

が含まれるとすることは、本件における現実に生じた事故経過と乖離しており、本件における規制権限不行使の違法性を基礎づける事情とはなり得ないこと

そもそも、以下に詳述するとおり、「O. P. +10mの敷地地盤に達しない規模の津波」が発生したのみでは、全交流電源喪失は発生せず、現実には発生したものとは乖離した事象が発生することとなるのであるから、前記2で述べたことからすると、このような事情をもって本件における規制権限不行使の違法性を基礎づける事情とはなり得ないことは明らかである。

(1) 「O. P. +10mの敷地地盤に達しない規模の津波では、そもそも全交流電源喪失は発生しないこと

原告らは、「地震とそれに随伴する津波」により、非常用ディーゼル発電設備冷却用の海水ポンプが被水して機能喪失し、その結果として全交流電源喪失が生じ得ることも予見可能性の対象となると主張する（原告ら準備書面(14)21ページ）。

しかし、全交流電源喪失は、内部電源のみならず、外部電源も喪失したことによって発生するところ、福島第一発電所においては、被告国第1準備書面第3の1(2)（33ページ）で述べたとおり、1号機及び2号機は、福島第一発電所の南西約9キロメートルの場所に位置する新福島変電所から大熊線1号線及び2号線を通じて高圧交流電源が供給されていたほか、予備線として、東北電力株式会社から東北電力原子力線を通じて高圧交流電源が供給され、3号機及び4号機には、新福島変電所から大熊線3号線及び4号線を通じて高圧交流電源が供給されていた。そのため、仮に非常用ディーゼル発電設備冷却用の海水ポンプが機能喪失したからといって外部電源が喪失するわけではなく、したがって、全交流電源喪失に至るものではない（甲A第2号証・31、32ページ、資料Ⅱ-3、Ⅱ-22）。

また、福島第一発電所の内部電源に限ってみても、2号機及び4号機には、空冷式の非常用ディーゼル発電機（D/G）が運用補助共用施設（共用プー

ル) 1階 (O. P. +10メートル) にそれぞれ設置されていたから、仮に非常用ディーゼル発電設備冷却用の海水ポンプが津波によって機能を喪失して、水冷式非常用ディーゼル発電機 (D/G) が運転できない状態になったとしても、上記空冷式非常用ディーゼル発電機 (D/G) により交流電源の供給が可能である。

そして、福島第一発電所事故においては、津波が敷地地盤を超えて原子炉施設内に浸水したため、電源供給に必要な機器が水没して機能を失ったが、津波が敷地地盤に達しなければかかる機器の水没は発生せず、空冷式非常用ディーゼル発電機 (D/G) による交流電源が供給され続けたと考えられるから、原告らが予見の対象と主張する上記の規模の津波が発生したと仮定した場合、そもそも全交流電源喪失は発生しない。

また、1号機及び3号機については、空冷式非常用ディーゼル発電機 (D/G) が設置されていなかったものの、それぞれ2号機あるいは4号機の空冷式非常用ディーゼル発電機 (D/G) による電源の融通を受けることができる仕組みになっているため、原告らの主張する仮定を前提としても、それぞれの原子炉の冷温停止が可能になる。現に、被告国第1準備書面第4の2(6)(54, 55ページ)のとおり、福島第一発電所事故においても、5号機では、全交流電源喪失に至ったものの、6号機に設置されていた空冷式非常用ディーゼル発電機 (D/G) から電源の融通を受けることで、復水移送ポンプを使用し、炉内へ注水するなどした結果、原子炉は冷温停止に至っている。

したがって、福島第一発電所の敷地地盤 (O. P. +10メートル) に達しない規模の津波が到来しても、全交流電源喪失は発生しない。

- (2) 「O. P. +10mの敷地地盤に達しない規模の津波」では、非常用冷却設備が使用可能であること

また、被告国第1準備書面第3の2(3)(38ページ以下)で述べたとお

り原子炉冷却機能を有する設備として、1号機には非常用復水器（IC）2系統が、2号機から4号機には原子炉隔離時冷却系（RCIC）1系統がそれぞれ設置され、1号機から4号機には、高圧注水系（HPCI）1系統がそれぞれ設置されていた。これらは、外部電源あるいは空冷式非常用ディーゼル発電機（D/G）の運転によって電源が確保され、直流電源に変換して起動させることができるから、たとえ非常用海水系ポンプが機能を喪失したとしても、炉心の冷却が可能である。非常用復水器（IC）は、原子炉が高圧状態でも作動し、動力を必要とせず自然循環で炉心を冷却する設備であり、復水タンクが原子炉格納容器外にあることから、復水タンクへの注水によって継続的に冷却が可能であった（甲A第4号証・24, 185ページ）。原子炉隔離時冷却系（RCIC）は、8時間程度の運転時間を想定しているが（同号証・24ページ）、水源が復水貯蔵タンク及び圧力抑制室（S/C）の水であることから（同号証・186ページ）、それらへの注水によって8時間以上の運転も可能であった。高圧注水系（HPCI）についても同様に水源が復水貯蔵タンク及び圧力抑制室（S/C）の水であることから、それらへの注水により炉心の冷却を継続することが可能であった。

したがって、福島第一発電所の敷地地盤（O. P. +10メートル）に達しない規模の津波が仮に到来したとした場合、これらの非常用冷却設備によって炉心の冷却がなお継続できるとともに、仮に津波によって非常用海水系ポンプが破損したとしても、その修理をするための時間が得られる結果となる。

- (3) 現に福島第一発電所6号機及び福島第二発電所では海水ポンプが機能喪失しても冷温停止に至ったこと

さらに、仮に「O. P. +10mの敷地地盤に達しない規模の津波」により、非常用海水系ポンプに加え、非常用ディーゼル発電設備冷却用の海水ポンプまでもが機能を喪失したとしても、前記(1)のとおり全交流電源喪失に

至ることはないから、例えば、復水移送ポンプを使用して海水や復水貯蔵タンク内の水を炉内に注水することにより、相当期間、炉心を冷却することが可能である。現に、福島第一発電所事故においても、被告国第1準備書面第4の2(7)(55, 56ページ)のとおり、6号機に設置されていた空冷式非常用ディーゼル発電機(D/G)の機能は失われなかったところ、6号機では、同発電機による電源により、復水移送ポンプを使用して復水貯蔵タンク内の水を炉内へ注水することが可能となり、仮設の海水ポンプを設置して残留熱除去系(RHR)による冷却を行うなどした結果、原子炉は冷温停止となった。また、福島第二発電所は、平成23年3月11日午後3時34分頃に到達した津波の影響により、同発電所1号機、2号機及び4号機において、いずれも非常用海水系ポンプが機能を喪失したため、一旦最終ヒートシンクを失ったが、全交流電源喪失には至らなかった(甲A第3号証・132~135ページ)。そして、これらの原子炉では、まず原子炉隔離時冷却系(RCIC)によって、原子炉水位を維持しつつ崩壊熱を格納容器圧力抑制プールへ輸送し、その後、逃がし安全弁によって原子炉圧力容器を減圧し、機能を維持していた外部電源1回線に接続された復水補給水系ポンプによって原子炉などへ注水を行った。このような方法によって1号機、2号機及び4号機では、それぞれ約50時間、約59時間及び約68時間にわたって炉心の冷却を維持し、その間に、代替海水ポンプを設置するなどして、原子炉格納容器のベントを実施しないまま、最終ヒートシンクを復旧し、冷温停止に至った(丙A第56号証・43ページ、丙A第57号証)。

このように、福島第一発電所6号機及び福島第二発電所では、非常用海水系ポンプが機能を喪失したものの、復水移送ポンプを使用するなどの方法により原子炉へ注水することによって、冷温停止に至ったものであって、非常用海水系ポンプが機能喪失したからといって、直ちに炉心損傷に至るものではない。

(4) 小括

前記(1)から(3)で明らかなおおりに、福島第一発電所の敷地地盤に達しない規模の津波が到来したと仮定した場合、現実には生じた福島第一発電所事故とは著しく乖離した事象が発生することとなるから、「O. P. +10mの敷地地盤に達しない規模の津波」は、上記の点からも、被告国の規制権限不行使の違法を考慮する要素とはおよそなり得ないことは明らかである。

以上から、本件における予見可能性の対象となる津波について、福島第一発電所の敷地高を超えない程度の津波の発生の予見可能性で足りるという原告らの主張は失当である。

第5 規制権限行使の作為義務を導く前提としての予見可能性については客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要であること

原告らは、「本件における予見可能性の判断に際しては、その存在は緩やかに認められるべきもの」であり、地震及び津波に関する知見については、「当該知見が学会等において知見として確立したものとなることまでは要求されない」と主張する（原告ら準備書面(14)23ページ）。

しかしながら、前記第4のおおりに、本件における予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生、到来であるというべきところ、その対象となる事象に対する規制権限の行使の作為義務が認められるというためには、客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要であるというべきである。

1 客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づく具体的な法益侵害の危険性が予見できることが必要であること

国賠法1条1項の違法は、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法

的義務に違背することをいうとする最高裁判例の立場（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）からすれば，規制権限不行使の違法の問題は，行政庁がいかなる場合に個別の国民（被害者）に対する関係において権限を行使すべき職務上の法的義務（作為義務）を負うに至るかという問題に還元されることになる（横山匡輝「権限の不行使と国家賠償法上の違法」国家賠償法体系2・129ページ）。

この点，行政庁が規制権限を行使するか否か，行使するとしていつ行使するかについて裁量認められる特定の規制権限について，これを行使すべき法的義務（作為義務）があるというためには，被害の発生を防止するためには当該規制権限を行使することが選択の余地がないほど差し迫っているとの必要性が基礎づけられなければならないから，その前提として，少なくとも当該規制権限の不行使が問題とされた当時，当該規制権限を行使する立場にある公務員が，被害の発生を予見することが可能であったといえる客観的状況が認められることが必要である。したがって，予見可能性は，国賠法1条1項の違法の有無を判断するに当たり，法が当該公務員に対して，職務上の法的義務として結果発生の危険性との関係でどのような作為義務を課しているかを検討する前提として考慮要素となる。すなわち，ここで問題とされる予見可能性は，一般の不法行為において過失を検討する際に考慮される予見可能性（違法な結果の発生を予見すべきであるにもかかわらず不注意のためにこれを予見しないという心理状態（内心の状態））という主観的要件ではなく，国賠法上の違法性（作為義務の有無）の判断要素として考慮されるものであり，客観的，具体的な結果発生の危険性との関係で判断されなければならないものであって，単に抽象的な危険性や危惧感のみから認められるべきものではない（この点は，警察官のバイクによる追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により，第三者たる原告らが大腿骨骨折等の傷害を被ったことを請求原因として被告県に対し国

賠法1条1項に基づく損害賠償を請求した事案である最高裁昭和61年2月27日第三小法廷判決・民集40巻1号124ページの判例解説（加藤和夫・最高裁判所判例解説民事篇（昭和61年度）93ページ〔引用部分は101ページ〕）が、「パトカーによる追跡のような行為には、ある程度の抽象的な危険が伴うことは、やむを得ないのであって、もし、抽象的な危険がある場合にも、常にこれを中止すべきであるとすれば、パトカーのこのような機能はほとんど発揮できないものと思われる。」と指摘し、原告らの身体の安全の保護が問題となっている事案において、必要とされる予見可能性の程度として、危険発生の抽象的な可能性ではなく、「被害発生の具体的危険性の有無及び内容」の予見可能性を要求していること〔同解説101ページ〕が参照されるべきである。).

しかも、規制権限を行使する場合をみても、行政庁に裁量があるとはいえ、被規制者に対する権利・利益の制限や義務・負担の発生、場合によっては刑事罰等による制裁が伴うのであるから、これを行使するためにはその必要性を基礎づけるに足りる客観的かつ合理的な根拠を必要とすることは当然である。したがって、予見可能性の対象としては、規制権限行使が客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるだけの具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要である。例えば、原告らは、被告国が電気事業法40条の技術基準適合命令を発令しなかったことの違法を主張するが（原告ら準備書面(14)14ページ）、技術基準適合命令（修理、改造等の命令）又は処分（一時停止）に違反した者は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される（同法116条2号。なお、両罰規定が適用されると法人に対しては3億円以下の罰金刑が科せられる。同法121条1号）。このように技術基準適合命令は刑事罰をもって強制されるなど、被規制者の大きな負担となるのであるから、同命令を発令するためには、客観的かつ合理的な根拠をもって発令を正当化できるだけの具体的な危険性が存在し、かつそれを認識しているこ

とが必要であり、更にかかる規制権限の行使が作為義務にまでなるのは、この客観的かつ合理的な根拠としての科学的知見が確立している場合に限られると解すべきである。

2 最高裁判例は、作為義務を導くのに必要な予見可能性の対象となる危険発生の程度について、科学的知見の形成、確立を前提としていること

この点、規制権限不行使の違法が問われた最高裁判例を見ても、規制権限を行使すべき作為義務を導くのに必要な予見可能性の程度について、科学的知見が形成、確立していることを前提としていると理解される。

(1) 最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ。クロロキン最高裁判決）

クロロキン最高裁判決は、「外国では、昭和三四年に発表されたホップスらの論文により、クロロキン製剤の副作用によって網膜に不可逆性の障害を生ずる例のあることが初めて報告された。我が国においては、昭和三七年に初めてクロロキン網膜症の症例が報告され、その後、昭和四〇年までの間に主要な外国文献の紹介とともにクロロキン網膜症に関する論文の発表や症例の報告がされたが、これらの論文や報告の多くは、クロロキン製剤を長期連用した場合にまれにはあるが不可逆性の網膜障害が生ずるとして、クロロキン網膜症の発症の危険性を警告し、早期発見のための定期的な眼科的検査の必要性を指摘する内容のものであり、クロロキン製剤の有用性を否定するものではなかった。我が国におけるクロロキン網膜症の症例報告は、昭和三七年に一件、同三八年に四件、同三九年に二件、同四〇年に九件、同四一年に八件であった。」などとの、原審が適法に確定した事実関係を前提とした上で、「昭和三七年以降我が国においても、文献等による症例の報告により、クロロキン製剤の副作用であるクロロキン網膜症に関する知見が次第に広まってきたものの、その内容はクロロキン製剤の有用性を否定するまでのものではなく、一方、クロロキン製剤のエリテマトーデス及び関節リウマチに対

する有用性は国際的に承認され、昭和五一年の再評価の結果の公表以前においては、クロロキン製剤は、根本的な治療法の発見されていない難病である腎疾患及びてんかんに対する有効性が認められ、臨床の場において、副作用であるクロロキン網膜症を考慮してもなお有用性を肯定し得るものとしてその使用が是認されていたというのであるから、当時のクロロキン網膜症に関する医学的、薬学的知見の下では、クロロキン製剤の有用性が否定されるまでには至っていなかったものといえることができる。したがって、クロロキン製剤について、厚生大臣が日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置を採らなかったことが著しく合理性を欠くものとはいえない。」と判示している。

クロロキン最高裁判決の判文上は、規制権限不行使の違法の判断要素としての「予見可能性」の有無ではなく、飽くまで、クロロキン製剤の有用性（医薬品の治療上の効能、効果と副作用を比較考量し、医薬品として使用する価値があること）の有無の判断の中で結果発生の危険性が検討されている。

もっとも、この事案においては、「我が国においては、昭和三七年に初めてクロロキン網膜症の症例が報告され、その後、昭和四〇年までの間に主要な外国文献の紹介とともにクロロキン網膜症に関する論文の発表や症例の報告がされ」、「昭和三七年以降我が国においても、文献等による症例の報告により、クロロキン製剤の副作用であるクロロキン網膜症に関する知見が次第に広まってきた」という事実関係を前提としていることからすれば、結果発生の危険性は相当程度に存在したと考えられるにもかかわらず、同判決は、その程度の危険の可能性があるだけでは、厚生大臣が一定の行政指導等以外にクロロキン製剤の製造承認の撤回等の措置を執らない不作為が違法とはいえないとしたものである。これは、このような場合にクロロキン製剤の製造承認の撤回等の措置を執らない不作為が違法となるためには、クロロキン製剤の副作用であるクロロキン網膜症に関する医学的、薬学的知見が形成、確

立していることを前提としているものと解される。

(2) 最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ。筑豊じん肺最高裁判決）

最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ。以下「筑豊じん肺最高裁判決」という。）は、昭和34年頃には、労働省が実施した国内外を通じて最大規模のけい肺健康診断の結果、有所見者が3万8738人であり、そのうち炭鉱労働者が1万1747人（全有所見者の約30パーセント）にも達していることが明らかになったという事実を前提に、通商産業大臣の鉱山保安法に基づく省令改正権限等の規制権限の不行使の違法判断の前提となるじん肺に関する医学的知見に関し、「けい肺審議会医学部会が、昭和34年9月、じん肺に関する当時の医学的知見に基づき、炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性、危険性を肯定し、その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で、けい肺の原因となる遊離けい酸を含有する粉じんに限定せず、あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を指摘する旨の意見を公表した。」などとの、原審が適法に確定した事実関係を前提として、「昭和35年4月以降、鉱山保安法に基づく上記の保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。」と判示している。

すなわち、筑豊じん肺最高裁判決の事案においては、鉱山保安法に基づく省令改正権限等の規制権限の不行使が国賠法上違法と判断された昭和35年4月以前に、けい肺審議会医学部会が、「昭和34年9月、じん肺に関する当時の医学的知見に基づき、炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性、危険性を肯定し、その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で、けい肺の原因となる遊離けい酸を含有

する粉じんに限定せず、あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を指摘する旨の意見を公表」していた。このように、同判決の事案においては、一審被告国の規制権限不行使が違法と判断された時期以前に、既に、炭じん等の吸入によるじん肺発症の可能性、危険性やその症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性についての医学的知見が我が国において、形成、確立していたといえる状況が存在していたのである。

また、じん肺防止のための粉じん対策についても、昭和30年代初頭までには、さく岩機の湿式型化により粉じんの発生を著しく抑制することができるとの工学的知見が形成、確立していた。

このように、筑豊じん肺最高裁判決においても、炭じん等の吸入によるじん肺発症の危険性等に関する医学的知見やじん肺防止のための粉じん対策に関する工学的知見が我が国において既に確立していたことが前提となって、規制権限の不行使が違法と判断されていることが明らかである。

(3) 最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ。関西水俣病最高裁判決）

最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ。以下「関西水俣病最高裁判決」という。）の事案は、「史上最悪の公害事件の一つである水俣病に関するものであり、昭和31年5月に患者が公式発見されて以降も死亡者が続発するなど、周辺住民に極めて深刻な健康被害が継続的に生じていた（長谷川浩二・最高裁判所判例解説民事篇（平成16年度）572ページ）と認められており、現に発生した被害が甚大であって、「いかなる手段を使ってでも被害拡大を防ぐことが求められていた

（中略）危機的状況」（長谷川・前掲判例解説576ページ）にあったといえる事案である。この事実関係を前提に、関西水俣病最高裁判決は、国は「遅くとも昭和34年11月末ころまでには、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であること、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製

造施設であることを高度の蓋然性をもって認識し得る状況にあった。」として、国が「昭和35年1月以降、水質二法に基づく上記規制権限を行使しなかったことは、上記規制権限を定めた水質二法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。」と判示している。かかる事案においても、同判決は、水質二法に基づく規制権限の不行使が国賠法上違法であることを導くための予見可能性の程度について、「水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であり、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度の蓋然性をもって認識し得る」だけの当時の医学的知見の集積や個別具体的な事情が存在していることを前提として、国の規制権限の不行使について国賠法上違法と判断しているのである。そして、当時の医学的知見の集積状況について見れば、水質二法に基づく規制権限の不行使が国賠法上違法と判断された昭和35年1月以前において、「厚生大臣の諮問機関である食品衛生調査会の特別部会として昭和34年1月に発足した水俣食中毒部会は、同年10月6日、水俣病は有機水銀中毒症に酷似しており、その原因物質としては水銀が最も重要視されるとの中間報告を行った。同年11月12日、食品衛生調査会は、この中間報告に基づいて、水俣病の主因を成すものはある種の有機水銀化合物であるとの結論を出し、厚生大臣に対してその旨を答申した。水俣食中毒部会は、この答申によりその目的を達したとして、そのころ解散した。」との、原審が適法に認定した事実が指摘されており、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であることに関する医学的知見が我が国においておおむね確立していたといえる状況が存在していたことが認定されている。同事案においては、医学の専門家の全員が一致した意見を有していたわけではないが、厚生大臣の諮問機関が前記医学的知見とほぼ同一の結論を答申するなど、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であることについて「高度の蓋然性をもって認識し得る」といえる

状況が存在していたことが認定されていることに加え、「非常事態ともいうべき」（長谷川・前掲判例解説595ページの表現）被害の重大性、すなわち、この時点で既に周辺住民に極めて深刻な健康被害が継続的に生じており、その拡大防止に一刻の猶予も許されない非常事態が生じていたことを加味して考えれば、「高度のがい然性」という認識に達した時点において、一審被告国の規制権限行使を正当化し、さらに作為義務にまで至っているとするに足りる科学的知見が形成、確立され、具体的な法益侵害の予見可能性があったと判断したものと考えられる。

(4) 小括

以上のとおり、規制権限不行使の違法が問われた最高裁判例を見ても、規制権限を行使すべき作為義務を導くのに必要な予見可能性が存在すると認められた事案は、いずれも規制権限の不行使が違法とされた時点で、被害が現実が発生し、かつ、当該規制権限の行使が正当化でき、さらにその行使が作為義務にまで至っていると見えるだけの科学的知見が既に形成、確立し、具体的な法益侵害の予見可能性があった事案であるといえることができる。

3 科学的知見が形成、確立したというためには、当該規制に関与する専門家による正当化が必要であること

(1) 科学的知見は、特定の研究報告によって直ちに形成、確立するものではなく、様々な研究の積み重ねによる仮説の検証、追試という試行錯誤の過程を経て徐々に集積し、その形成、確立に至るものである。知見が形成、確立する過程での様々な見解や調査結果の中には、結果として誤りであったものも存在する可能性があり、特定の研究報告のみに安易に依拠して規制権限を行使すれば、その規制権限行使は、客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるものとはいえず、かえって、その規制権限行使において依拠した特定の研究報告が誤りであり、専門研究者の多数説に従わなかったことを理由に当該規制権限行使の違法を被規制者等から問われることにもなりかねない。

そうであれば、ここでいう「形成、確立された科学的知見」とは、一般的には、専門的研究者全員の意見の一致までは求められないものの、単に一部の専門家から論文等で学説が提唱されただけでは足りず、少なくとも、その学説が学会や研究会での議論を経て、専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に形成、確立した科学的知見であることを要するというべきである。

最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ。伊方原発訴訟最高裁判決）は「現在の科学技術水準に照らし」て安全審査・判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められるか否か等について判断すべきであるとしているところ、同判決の判例解説（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）399ページ）は、「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りのあることが現在の学界における通説的見解となったような場合には、現在の通説的見解（中略）により判断すべきであろう」（ゴシック体は引用者、以下同じ。）（同423ページ）、「現在の通説的な科学的知識によれば、右事故防止対策は不十分であり、その基本設計どおりの原子炉を設置し、将来、これを稼働させた場合には、重大な事故が起こる可能性が高いと認定判断されるときには、当該原子炉の安全性を肯定した設置許可処分は違法であるとして、これを取り消すべきであろう。」（同424ページ）と述べており、裁量行為としてなされた原子炉設置許可処分の取消事由となる違法性の有無を判断するために用いられる科学的知見は「通説的見解」によるべきことを前提として述べているものというべきである。また、最高裁判所平成9年8月29日第三小法廷判決（民集51巻7号2921ページ、第三次家永教科用図書検定訴訟最高裁判決）の判例解説（大橋弘・最高裁判所判例解説民事篇（平成9年度）1017ページ）も、「歴史上の事象について学説が分かれる場合、何が学界における定説かということになると、裁判所がその判断をすることは容易ではな

い。(中略) 正に学術的、教育的な専門技術的判断を要するのであって、検定審議会ひいては文部大臣の裁量にゆだねられるところが大きいというべきであろう。」(同1045ページ)、「本判決の多数意見は、原審が認定した昭和五八年当時の学説状況に照らせば、(中略)大筋(引用者注:731部隊に関する記述の大筋)は、既に当時の学界において否定するものはないほどに定説化していたと評価し得るとし、(中略)原稿記述を全部削除する必要がある旨の修正意見を付したことには、その判断の過程に、検定当時の学説状況の認識及び旧検定基準に違反するとの評価に看過し難い過誤があるものと判断した。」(同1046ページ)と述べている。

しかも、今日の社会にあっては、高度の科学技術を用いた経済活動が行われていることから、規制行政を担当する国としては、経済活動に伴う危険性について検討するに当たっても、原因の究明や将来の事象の予測といった点に関して専門的、科学的知見を必要とし、審議会に専門家部会を設けるなどして専門家の関与を求め、判断の正当性、合理性を確保することとしている。このような規制の在り方からすると、規制権限不行使の違法を判断する考慮要素として必要とされる予見可能性に関して、科学的知見が形成、確立したというためには、当該規制に関わる専門家においてかかる知見が支持されていることが必要であるというべきである。

(2) この点は、国の規制権限不行使の違法を認めた筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決もその前提としているところである。すなわち、筑豊じん肺最高裁判決にあっては、じん肺に関する医学的知見に関して、労働省のけい肺審議会医学部会が「昭和34年9月、じん肺に関する当時の医学的知見に基づき、炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性、危険性を肯定し、その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で、けい肺の原因となる遊離けい酸を含有する粉じんに限定せず、あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を

指摘する旨の意見を公表した。」と判示しており、じん肺による健康被害に関する規制に関わる専門的機関において、じん肺に関する医学的知見が確立したことを前提としている。また、関西水俣病最高裁判決においても、厚生大臣の諮問機関である食品衛生調査会の特別部会として発足した水俣食中毒部会が「同年（引用者注：昭和34年）10月6日、水俣病は有機水銀中毒症に酷似しており、その原因物質としては水銀が最も重要視されるとの中間報告を行った。同年11月12日、食品衛生部会は、この中間報告に基づいて、水俣病の主因を成すものはある種の有機水銀化合物であるとの結論を出し、厚生大臣に対してその旨を答申した。」との事実に基づいて、国において、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であることを高度の蓋然性をもって認識し得る状況にあったと判断しており、やはり水俣病に関して規制を行う機関における公的な専門的知見が必要とされている。

- (3) これを原子力規制に関してみると、原子力の安全確保のために原子力安全委員会が設けられ、原子力安全委員会は、原子力関連施設の設置許可等の申請に関して、規制行政庁が審査を行った結果について、専門的、中立的な立場から、施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は原子炉による災害の防止上支障がないか等について確認し（平成14年法律第178号による改正後の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法13条1項2号）、設置許可等の後のいわゆる後段規制についても、その合理性、実効性、透明性等の観点から監視・監査する規制調査を行っていたが、専門的事項については学識経験のある者によって構成される専門審査会等を設けて調査審議を行っていた（同法16条以下）。また、経済産業大臣の事務を分掌する保安院も（平成18年法律第118号による改正後の経済産業省設置法20条3項、4条58号）、後段規制について審議会、研究会等を設けて、専門的事項について調査審議することとしていた。

原子炉施設は、高度の科学知識と科学技術を結集して設計、維持、管理が

なされているものであり、核物理学、原子力工学、機械工学、放射線医学、地震学、地質学等多方面にわたる専門分野の知識経験が必要とされる。特に、本件の福島第一発電所事故のように、マグニチュード9クラスの大規模な地震及びこれに伴う津波が発生、到来する可能性といった将来の事象に係る予測判断は、過去のデータと科学的知見に基づいて行うものであるとしても、データの解析、予測条件や予測手法の評価等極めて高度かつ困難な判断であるといえる。したがって、裁判所が福島第一発電所事故及び原告らに被害を発生させた本件地震及びこれに伴う津波と同規模の津波が発生、到来することの予見可能性の有無を判断するに当たっては、当該規制に関わる専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に形成、確立した科学的知見が尊重されるべきである。

4 いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使が違法と評価されるためには、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見が必要であること

以上のとおり、原子力発電所事故に係る規制権限の行使が要請される場合の予見可能性は、権限行使が客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるだけの科学的知見が形成、確立されていることが必要であるというべきであり、そう解することが最高裁判例の判示に照らしても相当である。

筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決は、いずれも、既に重大な被害が現実には多数発生していた中での規制権限不行使の違法性が問われた事案であるから、規制権限行使を客観的かつ合理的な根拠をもって正当化することは十分可能であった。これに対し、本件では、平成14年ないし平成18年当時、福島第一発電所に到来すると予測された津波の波高は、被告東電が平成14年3月に保安院に報告したO. P. +5.4から+5.7メートル（近地津波の場合）であるが、これは、過去に観測されたものではなく、全て、コンピュータによるシミュレーション計算によって予測されたものにすぎない。この

ように、本件は、原子力発電所敷地にいまだ到来したことの無い規模の津波による原子力発電所事故の事案において、現実の被害が何ら発生していない時点における規制権限の行使が正当化できるだけの科学的知見があるか否か、かつ、その行使が作為義務となるほどに確立しているか否かが問われているのである。特に、本件で問題となる規制権限（技術基準適合命令）は、懲役刑によって強制されるなど被規制者に重い負担を課する規制権限であるから、なおさらその確立が必要となる。

したがって、本件地震及びこれに伴う津波の到来に関する確立した科学的知見が存在しない状態でかかる重い負担を伴う規制権限を行使することは客観的かつ合理的な根拠をもって正当化される規制権限の行使とはいえないことは明らかであるから、本件のように、いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使においては、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の予見可能性があつて初めてその違法が問題とされるべきものである。

第6 津波の予見可能性について

1 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」による津波数値解析に関する原告らの主張が失当であること

(1) 原告らが引用する標準偏差分の2倍まで考慮した値は、数値解析の結果に誤差が大きいことを示すにすぎず、津波の水位を科学的に予測したものではないこと

原告らは、同調査報告書（甲A第25号証の1）201ページ記載の「表-4.6 $\kappa=1.49$ の場合の計算値と実測値の関係」を引用し、同表によれば、「計算値が5mの場合、標準偏差分の2倍まで考慮すれば、最大14.9mの津波高を想定しなければならない」から、「計算値が6.4mとされた大熊町および6.8mとされた双葉町については、15mを大きく超

える津波高を想定しなければならないことになる」と主張する（原告ら準備書面(10)26ページ）。

しかし、上記表における数値は、同調査における津波数値解析の結果に誤差が大きいことを示すにすぎず、津波の水位を科学的に予測したものとは認められない。

すなわち、同調査報告書においては、津波数値解析の計算精度を確認するため、調査対象の既往津波ごとに、同津波数値解析による推算値と実際に観測された痕跡値を比較したところ、同調査報告書図-4.8（甲A第25号証の1・190～199ページ）のとおり「かなりバラツキを伴っていること」（同号証の1・188ページ）が判明した。そして、この既往津波を対象とした計算値（推算値）と観測値の比較から、「本調査の数値解析の全体的傾向として得られた幾何平均＝1.26と幾何分散（ κ ）＝1.49という値」（同号証の1・189ページ表-4.5参照）を前提に、数学的な確率論の見地から、対数正規分布*1を求めると、幾何分散（ κ ）の数値が大きい（ばらつきを伴っている）ことから、観測値が計算値の平均値から±標準偏差の範囲に入る数値（確率分布の中心値から約68パーセントをカバーする数値）は、幅のあるものとして算出される。さらに、観測値が計算値の平均値から±2×標準偏差の範囲に入る数値（確率分布の中心値から約95パーセントをカバーする数値）を考慮することは、計算値と観測値とのずれが大きなものまで考慮することになるから、算出される数値の幅は更に大きなものとなる。そのため、これを基に、計算値を5メートルとして「2×標準偏差分の幅を考慮した場合に、実測値が取りうる範囲」を計算しても、同調

*1 正規分布とは、平均値の付近に集積するようなデータの分布を表した連続的な変数に関する確率分布であり、左右対称で釣り鐘の形をしている。確率変数の対数値（甲A第25号証の1・201ページでいう「変数X」）が正規分布をするような確率分布を対数正規分布という。

査報告書2011ページ記載の「表-4.6」の右欄記載の「 $1.7\text{m} \leq \text{実測値} \leq 14.9\text{m}$ 」という幅のある値が求められるにすぎない（なお、正しくは「 $2.3\text{m} \leq \text{実測値} \leq 11.1\text{m}$ 」となると思われる。）。同調査報告書が、この値について、「つまり、計算値は絶対的な値ではなく、様々な要因によりある程度の幅を考慮して取り扱う必要がある性質のものである。」（同号証の1・201ページ）と評価していることから明らかなとおり、上記表は、要するに、例えば、計算値が5メートルの場合に「実測値が取りうる範囲」が1.7メートルから14.9メートルの幅で求められる（正しくは2.3メートルから11.1メートル）ほどに誤差が大きいことを示すにすぎず、津波数値解析結果の「標準偏差分の2倍」の水位の津波の到来が科学的に予測されることを示すものでないことは明らかである。

したがって、上記表により、計算値が5メートルの場合に14.9メートルの数値が算出されることから、同調査報告書による津波数値解析により、14.9メートルを想定しなければならないということとはできない。

(2) 原告らが指摘する試算により、本件における予見可能性を認めることはできないこと

原告らは、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」の策定を受けて、被告国が被告東電ら電力会社に対し今の数値解析の2倍で津波高さを評価し、原子力発電所への影響及び対策について提示するよう要請したと主張する（原告ら準備書面(10)34ページ）。

しかしながら、国会事故調査報告書参考資料（甲A第1号証）44ページにおいても「数値解析の2倍」を仮定する科学的根拠は特に示されておらず、その試算結果は飽くまで参考値にすぎないものと解され、そのような要請をしたことやそれに基づく試算結果は、同試算結果による水位の津波が到来するとの具体的な予見可能性を基礎づけるものとはいえない。

また、同参考資料（甲A第1号証）41ページによれば、「電事連の部会

に（平成12（2000）年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価』において、福島第一発電所1号機から6号機について、上記のとおり想定の1.2倍で津波高さを評価した場合の「O.P. + 5.9～6.2メートル」の場合に「×：影響あり」と評価されている。このことからすれば、上記概略影響評価において津波による影響の有無を評価した対象機器は、O.P. + 4メートルの地盤に設置された海水ポンプであり、海水ポンプの電動機に対する影響を評価したものと考えられる。国会事故調査報告書（甲A第1号証）83ページにおいても、1.2倍で評価した場合に「海水ポンプモーターが止まり、冷却機能に影響が出ることが分かった」とされている。そうすると、1.5倍及び2.0倍の場合にも「×」とされているのは、その場合にも海水ポンプに対し津波による影響があることを考慮したためであるとも考えられる。そのため、1.5倍及び2.0倍の場合にも「×」とされているからといって、それが福島第一発電所1号機から4号機の敷地地盤（O.P. + 10メートル）を超えるものと評価されていたとは直ちには認められない。

なお、原告らの算出（原告ら準備書面(10)30ページの表）によっても、2倍した場合でも「9.833m～10.333m」にとどまり、本件地震に伴う津波と同規模の津波の到来を示す値ではないから、いずれにせよ、本件における予見可能性を基礎づけるものとはいえない。

(3) 『『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について』（丙A第58号証）によっても被告国に予見可能性が認められないこと

被告国は、原告らの平成26年9月17日付け意見陳述書の求釈明に対し、今般、原子力規制庁において保管されていた『『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について』と題する文書（丙A第58号証）を証拠として提出するが、同文書を見ても、いずれの試算結果も福島第一発電所1号機から4号機の敷地高O.P. + 10メートルを超える津波高が示されて

いるものではなく、同文書によっても被告国には予見可能性が認められない。

そもそも、被告国第2準備書面第3の3(3)(31～33ページ)及び前記第6の1(1)(47ページ)のとおり、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」は、津波高の傾向等についての概略的な把握を行ったものにすぎず、同調査による数値解析の結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとは位置づけていない。同調査は、「防災計画の実施に対しては不十分」なものとして位置づけられていたのであるから、同調査を前提とする津波高さの評価が行われたとしても、その結果をもって、科学的知見が形成、確立したと認めることはできない。また、前記第6の1(2)(49ページ)のとおり、「数値解析の2倍」を仮定する科学的根拠は特に示されておらず、その試算結果は飽くまで参考値にすぎないものと解されることからすれば、数値解析の2倍とした試算を要請したことやそのような要請に基づく試算結果は、同試算結果による水位の津波が到来するとの具体的な予見可能性を基礎づけるものとはいえない。

したがって、「『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について」によっても被告国の予見可能性が認められないことは明らかである。

2 マイアミ論文について

(1) はじめに

被告国は、第2準備書面第3の3(6)エ(59, 60ページ)において、マイアミ論文において用いられた確率論的津波ハザード解析手法が研究途上のものであり、マイアミ論文をもって被告国が福島第一発電所に10メートルを超える津波の危険性を認識していたとはいえない旨述べた。

もともと、マイアミ論文において、確率論的津波ハザード解析手法により、既往津波が確認されていないJTT2(福島県沖)でモーメントマグニチュード8.5の地震が起きることも分岐項目の一つとして取り上げていたこと、マイアミ論文が平成18年5月25日の第4回溢水勉強会において資料とし

て提出されたことを争うものではない。

しかしながら、以下で述べるとおり、マイアミ論文自体研究途上のもので、確率論的津波ハザード解析手法は確立された手法ではなかった上、同論文が不確定要素につき様々に設定する条件の一つ一つに確立した科学的知見が存在していたというものではないから、第2準備書面第3の3(6)エ(59, 60ページ)で述べたとおり、マイアミ論文の発表及びマイアミ論文が溢水勉強会に資料として提出されたことは、被告国において本件地震に伴う津波と同規模の津波はもとより、O. P. +10メートルを超える津波の到来についても予見可能性を認めるに足りるものではない。

この点につき、以下ふえんして述べる。

(2) 確率論的津波ハザード解析手法について

津波高の推定には、波源モデルの設定や海底地形の誤差などの各種の不確定性が存在する。マイアミ論文で用いられている確率論的津波ハザード解析手法とは、津波高の推定に関する各種の不確定性を系統的に処理し、工学的判断のための資料を提供するものであり、一定地点で将来の一定期間に一定の津波高を超過する確率(超過確率)を評価する手法である。解析結果は、横軸を津波高さ、縦軸を超過確率(例えば、年超過確率)で表される表上に津波ハザード曲線(津波高と超過確率の関係)として表示される。

確率論的方法では、不確定性の評価が重要であるが、その不確定性を偶発的不確定性と認識論的不確定性の二つに分けて考えることが一般的となっている。

偶発的不確定性とは、地震の規模や地震動の強さのばらつきのように、現実に存在はしているが現状では予測不可能と考えられる性質(ランダムに発生する性質)による不確定性で、低減することができないものであり、ハザード曲線の評価では1本のハザード曲線の計算で評価される。

これに対し、認識論的不確定性とは、ハザード解析モデルのパラメータやモデル化自体に関する不確定性で、科学技術の進歩により低減できるものであり、不確定なモデルパラメータをロジックツリーの分岐として表現することによりモデル化され、多数のハザード曲線として反映される。

ロジックツリーの分岐とは、具体的には、津波発生域をどこに設定するか、地震の規模をどのくらいに設定するか、地震の発生頻度をいかなる間隔で設定するかなど判断が分かれる事項について、複数の選択肢あるいは連続的な確率分布、すなわちロジックツリーで場合分けをし、その分岐の中で主に不連続的な分岐に対しては、専門家に対するアンケート調査により重みを設定する。

そして、ロジックツリーの組合せ経路ごとにハザード曲線を計算し、それぞれに信頼度を与えるが、組合せ数が膨大になりすぎると全組合せのハザード曲線の計算・統計処理が困難になるため、そのような場合には、必要な和のハザード曲線のサンプルを作成する方法を用いて、フラクタイルハザード曲線と平均ハザード曲線で表示することになる。

なお、フラクタイルハザード曲線とは、多数のハザード曲線を統計処理したものであり、ハザード曲線全体の等非超過確率レベル*2を示している。例えば、0.5フラクタイルハザード曲線は、この曲線を超えないハザード曲線の信頼度の比率が0.5であることを示している（フラクタイルハザード曲線の比率が高くなればなるほど、それだけ多くのハザード曲線をカバーすることになるため、当該フラクタイルハザード曲線に対する信頼度も高くなる。）。

また、平均ハザード曲線とは、全ハザード曲線の期待値*3である。

*2 等非超過確率とは、その値を超えない確率をいう。

*3 確率論において、期待値とは、ある試行を行ったとき、その結果として得られる数値の平均値のことである。

複数のフラクタルハザード曲線と平均ハザード曲線からなる確率論的津波ハザード解析の評価グラフは、甲A第41号証の2の8ページの図9「確率論的津波ハザード解析の例」のように、横軸が津波高さ、縦軸が年超過確率で表されている。

例えば、同図の左上の「(a) 長期：近地＋遠地」に示された0.95の津波ハザード曲線により説明すれば、横軸の津波高さ10.0が縦軸の年超過確率 $1.0E-04$ （1の-4乗＝1万分の1年）と $1.0E-05$ （1の-5乗（＝10万分の1）年）の中間辺りにおいて交わっていることから、同ハザード曲線は、高さ10メートルを超過する津波が到来する確率が5万年の間に1回を超えないものであり、その確率の信頼度は0.95である（95パーセントのハザード曲線をカバーしている）ということを示している。

このような確率論的津波ハザード解析手法の研究は、平成14年2月に津波評価技術が策定された後、新たに確率論に立脚した津波評価手法を研究、開発する目的の下、後続研究として行われたものであって、原子力土木委員会津波評価部会においても、平成14年度から平成17年度にかけて、電力共通研究として、確率論的津波ハザード解析手法が審議されていた。

- (3) マイアミ論文が研究途上のものであり、平成18年当時のみならず、福島第一発電所事故時においても、確率論的津波ハザード解析手法は確立された手法ではなかったこと

マイアミ論文は、前記(2)の津波ハザード解析手法を用いて福島県沿岸における津波高さ及び年超過率を試算したものであるが、マイアミ論文で発表された内容が、その発表当時、研究途上のものであり、津波高さの予測に当たって確立した手法ではなかったことは、被告国第2準備書面第3の3(6)エ(59, 60ページ)で述べたとおりである。

I A E Aが福島第一発電所事故後の平成23年11月に発表した報告書において、確率論的津波ハザード解析手法について、「津波ハザードを評価するために各国で適用されている現在の実務ではない。確率論的アプローチを用いた津波ハザード評価の手法は提案されているが、標準的な評価手順はまだ開発されていない。」(丙A第22号証・61ページ)と評価されているとおり、確率論的津波ハザード解析手法は、平成18年当時のみならず、福島第一発電所事故時においても、国内外で研究、開発途上にあり、確立した手法ではなかったことは明らかである。

- (4) マイアミ論文が溢水勉強会で報告されたことをもって被告国が福島県沖でモーメントマグニチュード8.5の地震が起きるとの知見を得ていたとはいえないこと

原告らは、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震として最大マグニチュード8.5の地震の発生を想定するマイアミ論文の内容は、第4回溢水勉強会において、被告東電が報告しており、同勉強会に参加していた被告国(保安院)もその内容を認識・共有するに至ったと主張する(原告ら準備書面(10)81ページ)。

しかし、前記(2)で述べたとおり、確率論的方法は、不確定性を前提とした手法であり、津波発生域をどこに設定するか、地震の規模をどのくらいに設定するかといった判断が分かれる事項である認識論的不確定性について、ロジックツリーで場合分けした上で、主に不連続的な分岐に対してはアンケート調査によって重みを設定して確率を算出するものである。したがって、その分岐項目の一つとして、日本海溝沿いの3領域(三陸沖北部、福島県沖、房総沖)全てで発生するという項目を設定したからといって、その設定された分岐項目自体が、確立した知見に基づくものなどとはいえない。すなわち、地震及び津波の規模、位置、頻度等には種々の不確定要素が関わっていることから、様々な条件を仮定して科学的な研究・検討を

進めることは当然あり得べきことではあるが、だからといって、仮定した条件の一つ一つについて、知見が確立していたなどということはできず、不確定な要素につき様々に条件を設定して研究・検討を進めることと、その条件の一つ一つについて知見が確立していたこととを混同してはならない。

この点は、マイアミ論文においても、JTT2（福島県沖）で津波地震が発生することについては、「JTT2では既往津波が確認されていないことから、津波地震はJTT1とJTT3のみで発生すると仮定してもよいのかもしれない」と述べているとおりである。また、潜在的最大マグニチュードをモーメントマグニチュード8.5と仮定しているものの、モーメントマグニチュードについて、「JTT1における既往津波の最大マグニチュードは1896年の明治三陸津波の $M_w=8.3$ である。」と述べているとおりである。さらに、第4回溢水勉強会における資料（甲A第42号証）においても、マイアミ論文の分岐項目について、「本検討の分岐は、『将来起こりうる事象』を分岐の範囲内に含めることを意図して広めに設定しており、今後の検討に基づき分岐の幅を小さくすることが可能」（29枚目）とされているとおりである。

したがって、マイアミ論文において、JTT2（福島県沖）でモーメントマグニチュード8.5の地震が起きることを分岐項目の一つとして設定されており、その内容が第4回溢水勉強会において報告されたことをもって、被告国が、三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いのどこでも最大マグニチュード8.5の津波地震が発生し得るといふ科学的知見を得られていたということとはできない。

(5) 小括

以上のとおり、マイアミ論文で用いられた確率論的津波ハザード解析手法は、同論文が発表された平成18年当時のみならず福島第一発電所事故当時

においても、研究、開発途上のものであり、津波高さの予測に当たって確立した手法ではなかったこと、マイアミ論文が分岐項目の一つとして設定した地震の発生地域の設定自体が、確立した知見に基づくものとはいえないことからすれば、同論文の内容が治水勉強会において報告されたことをもって、被告国が、平成18年の時点において、福島第一発電所で本件地震に伴う津波と同規模の津波はもとよりO. P. +10メートルを超える津波の到来について予見していたといえないことは明らかである。

3 平成18年以降の事情に関する原告らの主張に対する反論

(1) 一括ヒアリングの発言から被告国が全交流電源喪失に至る程度の津波が到来することを予見していたといえないこと

原告らは、平成18年10月に行われた保安院による全電気事業者に対する一括ヒアリングにおいて、保安院担当者が事業者に対し、設計想定を超える津波への対処を要請したことをもって、「想定される津波から全交流電源喪失が起こりうることについての予見可能性があった」(原告ら準備書面(14) 23, 24ページ)と主張する。

しかしながら、平成18年耐震設計審査指針の改訂までに得られていた知見は、被告国第2準備書面第3の3(1)から(7)(30～77ページ)で述べたとおりである。そして、保安院担当者の上記ヒアリングにおける発言のうち、「津波高さや敷地高さが数十cmとあまり変わらないサイトがある」の「敷地高さ」とは、福島第一発電所については、非常用海水ポンプの電動機据付け高さ(O. P. +5.6メートル)を指す。すなわち、上記発言の趣旨は、福島第一発電所では、到来が想定された津波の波高は、同ポンプの電動機据付け高さと比較して余裕が乏しいことを念頭に置き、改訂された上記耐震指針に基づくバックチェックを指導する際に、事業者に対し、津波に関しても十分な対応をさせるための説得の手段として、かつ、一般論として、自然現象であるため想定を超える津波が到来するかもしれないといった抽象的な可

能性を指摘したものにすぎない。したがって、保安院担当者の上記内容の発言をもって、原告らが主張するように、被告国において、全交流電源喪失に至る程度の津波が到来することを予見していたと評価することはできない。

(2) 貞観津波に関する佐竹ほか(2008)に基づく被告東電の試算結果によっても、被告国にO. P. +10メートルを超える津波の到来について予見可能性があったといえないこと

原告らは、平成21年9月7日に被告東電による保安院担当者に対する貞観津波に関する佐竹ほか(2008)に基づく波高の試算結果の説明によって、保安院担当者は、「波高が8メートル台に達すると、津波が海水ポンプの電動機据え付けレベルを越えて、海水ポンプが水没して、原子炉の冷却機能を喪失すると認識し」(訴状110ページ)、さらに、平成22年3月、保安院の森山審議官(当時)が、部下より「貞観の地震による津波は、簡単な計算でも敷地高は越える結果になっている」などと報告を受けたものの、被告東電に対して特段の指示をしなかったと主張する(訴状110, 111ページ)。

しかし、佐竹ほか(2008)の内容は確立した科学的知見に至っていない上、これに基づく被告東電の同試算結果によっても、本件地震に伴う津波と同程度の津波はもとよりO. P. +10メートルを超える津波の到来について被告国の予見可能性を認めることはできない。このことは、被告国第2準備書面第3の3(8)(77~84ページ)で述べたとおりである。

また、その際の被告東電の同試算結果による波高の数値は、福島第一発電所において約8.6メートルから約8.9メートルまでであったとされ(甲A第2号証・本文編402ページ)、福島第一発電所1号機から4号機の敷地高(O. P. +10メートル)を超えないものである。部下から森山審議官に対する上記報告の「敷地高」とは、前記(1)と同様、福島第一発電所の非常用海水ポンプの電動機据え付け高さを指すが、「O. P. +10mの敷地

地盤に達しない規模の津波」の到来が被告国の規制権限不行使の違法を考慮する要素となり得ないことは前記第4(26ページ)で述べたとおりである。

もつとも、保安院は、被告東電から試算結果が報告されたことを踏まえて、より安全側に立って、福島第一発電所等における津波対策の検討やその時点の貞観津波の知見を踏まえたバックチェック最終報告書の提出を口頭で促し(甲A第2号証・本文編402ページ)、また、平成22年5月に被告東電による津波堆積物調査の結果について報告を受けた際にも、「津波堆積物が発見されなかったことをもって津波がなかったと評価することはできない。」などと伝えて、貞観津波についての更なる検討を促している(甲A第2号証・本文編403ページ参照)のであり、このような被告国の対応を著しく不合理であったと評価することはできない。

4 被告国が地震、津波の各知見について適切に対応してきたこと

(1) 予見可能性が認められないこと

原告らが主張する津波に関する各知見によっても、被告国に予見可能性が認められないことはこれまで述べたとおりである。

もつとも、以下のとおり、被告国は、確立されていない知見であって予見可能性の根拠とならない見解についても、被告東電に対して検討を促すなど福島第一発電所事故の発生に至るまで適切な対応をしてきたのであり、規制権限不行使について許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くなどということとはできない。

(2) 被告国の対応

ア 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」について

前記第6の1(3)(50ページ)の『「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」への対応について』(丙A第58号証)によれば、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」の検討段階で、電気事業者が各原子力発電所に到来することが予測される津波高さに関する検討を行ったものと

推測される。その過程で、被告国が電気事業者の検討結果に対して、「仮に今の数値解析の2倍で津波高さを評価した場合、その津波により原子力発電所がどうなるか、さらにその対策として何が考えられるかを提示するよう」求める要請を行い、それに対して提出されたのが『『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について』であったものと考えられる。

もともと、上記の評価によっても、前記第6の1(3)(50ページ)のとおり、福島第一発電所について敷地高さを超える津波の到来を示すものはなかった。

イ 溢水勉強会について

平成16年12月26日のスマトラ沖地震に伴う津波によるインドマドラス発電所2号機の海水ポンプモーター水没事象等を踏まえて、平成18年1月から平成19年3月にかけて、保安院、JNESで構成し、電気事業者らもオブザーバーとして参加した溢水勉強会を開催した。

溢水勉強会における調査、検討の内容、結果は被告国第2準備書面第3の3(7)(60～77ページ)のとおりであり、想定外津波すなわち予見可能性が認められない津波が到来し、敷地高さを超えて建屋に浸水した場合を仮定して、念のため機器への影響が検討された。

溢水勉強会では、内部溢水、津波による外部溢水を問わず、溢水に関する調査、検討を進めていたが、検討の過程で、平成18年の耐震設計審査指針改訂に伴い、外部溢水に係る津波の対応は耐震バックチェックに委ねることとされた。

ウ 長期評価について

被告国第2準備書面第4の2(105～107ページ)で述べたとおり、原子力安全委員会は、平成18年9月19日、耐震設計審査指針を改訂した。平成18年耐震設計審査指針は、「地震学及び地震工学に関する新た

な知見の蓄積並びに発電用軽水型原子炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映したものであり（丙A第10号証の2・1ページ）、津波についても、指針8「地震随件事象に対する考慮」において、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を要求した。

耐震設計審査指針は、同指針改訂後の原子炉設置等許可処分の申請に対する安全審査において適用されるものであり、同指針の改訂に伴って技術基準適合命令を発令することができる法体系にはなっていなかったが、保安院は、翌20日、電気事業者に対し、既設の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するように行政指導として求めた（耐震バックチェック。乙A第5号証）。その際、保安院は、既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価に当たっては、「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」に基づいて実施することを求めている。そして、その評価手法及び確認基準においては、基準地震動 S_s の策定に当たっての敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の検討のうち、「検討用地震」選定に当たっての地震の分類については、評価手法として「敷地周辺で発生する地震に関し、各種文献、観測データ及び活断層等の調査結果を収集・検討し、過去の地震、活断層等の性質やプレートの性質、地震発生様式等を評価する」とし、敷地周辺で発生する地震に関する調査の手法として、「地震調査研究推進本部、中央防災会議等による地震・地震動に関する知見を調査・収集する」ことを求めている（乙A第5号証別添「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」6、18及び19ページ）。

また、被告国第2準備書面第4の3(1)(107, 108ページ)で述べたとおり、保安院は、平成21年5月、最新の科学的、技術的知見(津波に関するものを含む。)を収集し、必要なものは原子力施設の耐震安全性評価に反映する等、耐震安全性の一層の向上に向けた取組を継続していくことなどを目的として、「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について(内規)」を定めるとともに、この内規に基づく対応を被告東電を含む電気事業者らに指示している。

すなわち、被告国は、長期評価を含む「地震調査研究推進本部(中略)による地震・地震動に関する知見」についても、念のため電気事業者において調査、収集し、原子炉施設の安全性評価に役立てるよう指導している。

エ 貞観津波について

被告国第2準備書面第3の3(8)イ(4)a(78, 79ページ)のとおり、貞観地震及び貞観津波については、平成21年6月及び7月の合同WGで議論され、合同WGの委員及び保安院担当者は、会議に出席した被告東電従業員に対し、貞観地震及び貞観津波の検討の必要性を指摘した。

同準備書面第4の3(3)イ(109ページ)のとおり、保安院は、合同WGの議論に基づき、平成21年7月21日付けの本件各評価書(被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書・丙A第37号証、丙A第38号証)においても、「現在、研究機関等により869年貞観の地震に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、事業者が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。」と指摘した(同号証24ページ)。本件各評価書が審議された平成21年8月7日の原子力安全委員会地震・地震動評価委員会及び施設健全性評価委員会ワーキング・グループ1の第14回会議においても、保安院担

当事者が、本件各評価書の記載と同様に、「津波評価及び地震動評価の観点から、(引用者注：被告東電が) 適宜当該調査研究の成果に応じた適切な対応をとるべきと考えるとしております。」と説明している(丙A第39号証・23ページ)。

同準備書面第3の3(8)エ(82, 83ページ)のとおり、保安院は、合同WGにおける議論を踏まえて、被告東電に対して貞観津波等を踏まえた福島第一発電所等における津波評価、対策の現況についての説明を要請し、平成21年9月7日頃、被告東電から佐竹ほか(2008)に基づく波高の試算結果の説明を受けた際には、より安全側に立って、福島第一発電所等における津波対策の検討やその時点の貞観津波の知見を踏まえたバックチェック最終報告書の提出を口頭で促した(甲A第2号証・400～402ページ)。

同準備書面第4の3(3)エ(110ページ)のとおり、保安院は、平成22年5月、被告東電から平成21年12月から平成22年3月までにおける福島県沿岸の津波堆積物調査の結果の報告を受けた際も、「津波堆積物が発見されなかったことをもって津波がなかったと評価することはできない」などと伝えて、貞観津波についての更なる検討を促した(甲A第2号証・403ページ参照)。

他方、同準備書面第3の3(8)ウ(80～82ページ)のとおり、地震本部の事務局である文部科学省研究開発局は、平成17年10月、国立大学法人東北大学に対し、「宮城県沖地震における重点的調査観測」との題目で、宮城県沖地震アスペリティ周辺におけるプレート間すべりのモニタリングの実現と地震活動の時空間特性の把握、「連動型」宮城県沖地震の活動履歴の解明を目標として、業務を委託し(甲A第57号証)、宮城県沖地震の解明に努めるなどしていた(丙A第40号証)。もっとも、その研究成果をまとめた平成22年の統括成果報告書(丙A第40号証)によ

っても、貞観津波は、「来襲する津波がどの程度の規模になるのか、海岸地域への広がりやそれぞれの場所での遡上範囲等については十分な結論を得るには至らなかった。また、貞観津波のような津波についても、(中略)このような津波が、三陸海岸地域～仙台平野～常磐海岸地域で広く対比できるのかどうか、古い津波イベント堆積物の年代の特定とそれらの発生間隔、津波の影響範囲などを地質学的に検証するためにはさらなる調査が必要である。」とされた(同号証182ページ)。

オ 耐震バックチェックについて

前記ウのとおり、保安院は、平成18年9月20日、電気事業者に対し、既設の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するよう指示した。

平成19年7月13日には、原子力安全委員会事務局から、バックチェックに係る検討の全体イメージが示された(丙A第59号証・2ページ)。

当初、被告東電から提出された耐震バックチェックの実施計画においては、福島第一発電所については、平成18年度に地質調査が行われ、平成21年6月までをめどとして地震随伴事象である津波に対する安全性評価を含めた耐震安全性評価が行われるものとされていた。

しかしながら、耐震バックチェックの作業が進められていた平成19年7月16日に新潟県中越沖地震が発生した。経済産業大臣は、同月20日、被告東電を含む電気事業者に対し、同地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映するなどして、国民の安全を第一とした耐震安全性の確認などを指示した(丙A第50号証)。これを受けて、被告東電は、同年8月20日、従前提出していたバックチェック実施計画書を見直し、平成20年3月末までに耐震安全性評価の概略について中間報告書を提出するとした(丙A第51号証)。

その後、被告東電は、保安院に対し、同月31日、耐震バックチェック中間報告書を提出し、保安院は、合同WGの議論に基づき平成21年7月21日付けで本件各評価書を作成し、被告東電に通知した。そして、原子力安全委員会は、同年11月19日、これを妥当なものと認めた。これらは、被告国第2準備書面第4の2(3)、(4)(106ページ)で述べたとおりである。

なお、耐震バックチェックの作業は、当初の計画から遅れてしまったものの、それは、新潟県中越沖地震の発生を受けて、被告国が、電気事業者に対し、同地震から得られる最新知見を耐震安全性の評価に適切に反映し、国民の安全を第一とした耐震安全性を確認するよう求め、電気事業者において、改めて追加の調査等が必要となったためである。

もともと、被告国第2準備書面第4の2(5)(107ページ)のとおり、保安院は、平成22年6月頃、電気事業連合会に連絡し、各事業者のバックチェックの進捗状況をまとめた一覧表を作成させた上、作業が遅れている被告東電等の事業者に対して、保安院として津波対策を含む最終報告書の早期提出を促すべく、指示を出すことを検討していることを伝えた。保安院は、平成23年3月7日にも、被告東電に対して、早期に津波対策についての検討を行い、バックチェックの最終報告書を提出するよう促すなどしていた(甲A第2号証・404ページ以下)。

(3) 被告国の対応が著しく合理性を欠くとは認められないこと

前記(2)のとおり、被告国は、津波に関する各知見について、これらが確立に至ったものではなく、被告国が規制権限を行使すべき作為義務の前提となる予見可能性の根拠となるものでない場合であっても、被告東電ら電気事業者に対して検討を促すなど、福島第一発電所事故の発生に至るまで適切に対応してきたものである。

これに対して、原告らが規制権限不行使の違法性を主張する平成18年

当時、本件地震に伴う津波と同程度の津波はもとより福島第一発電所の敷地高さを超える（O. P. +10メートル）津波の到来を予見させるものはなかった。

加えて、長期評価に基づいて福島第一発電所の南側に到来する津波高さをO. P. +15.7メートルと試算した被告東電のシミュレーションが被告国に報告されたのは本件地震の4日前である平成23年3月7日であり、同試算による被告国の規制権限行使によって福島第一発電所事故の発生を回避することは不可能であることは、被告国第2準備書面第3の3(5)カ(イ)（52, 53ページ）のとおりである。

以上からすれば、被告国に予見可能性は認められず、被告国の対応が著しく合理性を欠き国賠法上違法であるとは認められない。

第7 原告らの求釈明に対する回答

- 1 一定レベルの安全性とはなにかについて（原告らの2014年7月23日付け意見陳述書（被告らの準備書面に対する求釈明）第2の1）

被告国第2準備書面第3の4(4)（89ないし91ページ）で述べたとおりである。

- 2 4省庁「報告書」を踏まえた検討について（原告らの2014年9月17日付け意見陳述書（被告らの責任に関する求釈明）第1の2）

前記第6の1(3)（50ページ）で述べたとおりである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	

中間指針第1次 追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書	18
中間指針第2次 追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41
昭和53年長期 計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42
昭和57年長期 計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43
平成6年長期計 画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46
平成12年長期 計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	55
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	57

放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面		
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	5	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	5	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	7	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	11	
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置(変更)許可処分	第1準備書面	14	
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面	16	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	17	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面	19	
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面	19	
				25

平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面		
			26	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面		
			30	
本件地震	平成23年8月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面		
			35	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面		
			1	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面		
			3	
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面		
			5	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面		
			7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面		
			8	
水質三法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面		
			13	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面		
			16	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震(1611年)及び1677年11月の地震	第2準備書面		
			31	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面		
			33	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面		
			51	

貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面		
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面	54	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面	57	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	59	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	63	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面	63	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	77	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面	79	
原告ら準備書面(2)	原告らの2013(平成25)年1月7日付け準備書面(2)	第4準備書面	79	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第4準備書面	1	
原告ら準備書面(10)	原告らの2014(平成26)年3月12日付け準備書面(10)	第5準備書面	11	
				1

原告ら準備書面 (13)	原告らの2014(平成26)年5 月7日付け準備書面(13)	第5準備書面		
筑豊じん肺最高 裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第 三小法廷判決・民集58巻4号10 32ページ	第5準備書面		1
関西水俣病最高 裁判決	最高裁判所平成16年10月15日 第二小法廷判決・民集58巻7号1 802ページ	第5準備書面		39
				40

特に断らない限り答弁書とは、平成25年9月5日付け答弁書を指す。